

## 第3部 居住誘導区域

## 第3部 居住誘導区域

### 第1章 居住誘導区域の設定方針

#### 1 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

(都市計画運用指針)

本市においては、農業集落や漁業集落に居住している人を無理に居住誘導区域に誘導するのではなく、生活利便性の高い拠点的形成することで、市内外からの緩やかな居住誘導を図ります。

#### 2 居住誘導区域設定の考え方

##### (1) 基本的な区域設定の考え方(都市計画運用指針)

居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきであるとされています。

##### ①居住誘導区域を定めることが考えられる区域

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下の区域とされています。

※下記の「中心拠点」は、本計画の「都市拠点」、「生活拠点」は、「市街地拠点」と「準都市拠点」を示します。

- ①都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ②都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ③合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

②居住誘導区域に含まないこととされている区域

居住誘導区域に含まない区域(都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条)

内 容		本市該当		
ア	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域	有り		
イ	建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	無し		
ウ	農業振興地域の整備に関する法律(昭和27年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は農地法(昭和27年法律第229号)第5条第2項第1号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域(農振農用地)	有り (市街化区域無し)		
エ	自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域、森林法(昭和26年法律第249号)第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同法第25条第1項に規定する特別地区又は森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区若しくは同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区	有り (市街化区域無し)		
内 容		各拠点該当		
		田原	赤羽根	福江
オ	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域	無し	無し	無し
カ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57条)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有り	無し	有り
キ	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域	有り	無し	有り
ク	特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項に規定する浸水被害防止区域	無し	無し	無し

本市においては、市街化調整区域、農振農用地等、保安林等、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域が該当しています。なお、農振農用地等、保安林等については、市街化区域には存在していません。

### ③原則として居住誘導区域に含まない区域

原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(都市計画運用指針)

内 容	各拠点該当		
	田原	赤羽根	福江
ア 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域	無し	無し	無し
イ 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域(②イに掲げる区域を除く)	無し	無し	無し

本市においては、「原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域」の指定はありません。

### ④適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域

適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域(都市計画運用指針)

内 容	各拠点該当		
	田原	赤羽根	福江
ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57条)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域	有り	無し	有り
イ 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項に規定する津波災害警戒区域	有り	無し	有り
ウ 水防法(昭和24年第193号)第15条第1項4号に規定する浸水想定区域	有り	無し	有り
エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57条)第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第4条第2項第4号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	基礎調査		
	無し	無し	無し
	津波浸水想定区域		
	有り	無し	有り
	都市浸水想定区域		
無し	無し	無し	
洪水浸水予想			
有り	無し	有り	

都市拠点(田原市街地)と準都市拠点(福江市街地)には、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、浸水想定区域(高潮)、エの区域として、津波浸水想定区域、洪水浸水予想が指定されています。

本市としては、土砂災害警戒区域を居住誘導区域として適当でないと判断し、区域から除外することとします。

津波災害警戒区域と津波浸水想定区域、浸水想定区域(高潮)、洪水浸水予想については、浸水深等を拠点毎に細かく確認したうえで、居住誘導区域に含めるかどうか判断することとします。

※令和元年7月30日に指定された津波災害警戒区域(基準水位)は、津波浸水想定区域と範囲が同じであること及び拠点内の浸水深の想定との差が10cm以下であることから、本計画では、津波浸水想定区域の浸水分布図により居住誘導区域に含めるかどうか判断することとします。

⑤居住誘導区域に含めることについて慎重に判断する区域

居住誘導区域に含めることについて慎重に判断する区域(都市計画運用指針)

内 容	各拠点該当		
	田原	赤羽根	福江
ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第13号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	有り	無し	無し
イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号に規定する特別用途地区、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	無し	無し	無し
ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	無し	無し	無し
エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	無し	無し	無し

都市拠点(田原市街地)には、用途地域のうちの工業専用地域が指定されています。

## (2) 田原市における居住誘導区域設定の考え方

「(1) 基本的な区域設定の考え方」を踏まえ、本市における居住誘導区域設定の考え方を以下に示します。

### ①居住誘導区域に含める区域

#### ア) 日常生活に必要な都市機能が立地する区域

歩いて日常生活に必要な都市機能（行政施設、商業施設、医療施設）に行くことのできる利便性の高い区域を居住誘導区域に設定します。

設定する区域については、それぞれの都市機能から半径500m圏域（都市構造の評価に関するハンドブックによる高齢者の一般的な徒歩圏）に入るすべての区域とします。

この区域に人口誘導することにより、現在立地する都市機能の存続を図ります。

##### ■日常生活に必要な都市機能

行政施設：市役所、支所、市民センター

商業施設：コンビニエンスストア、スーパーマーケット

医療施設：病院、診療所

#### イ) 中心市街地の区域

平成28年4月に策定した田原市中心市街地活性化基本計画においては、『花・緑・歴史的景観など「田原らしさ」を感じられ歩いて楽しい活気あるまち』を将来像として、中心市街地の核となる商業施設の整備や、まちなかへの回遊促進に取り組み、賑わいの創出を図るとともに、まちなか居住を推進していくこととしています。

よって、同計画で設定されている中心市街地の区域（約88ha）は、立地適性化計画の居住誘導区域で必要とされる機能と大いに類似していることから、居住誘導区域に含める区域とします。

#### ウ) 良好な居住環境が形成されている区域

土地区画整理事業が施行され、ライフラインが整い良好な居住環境が形成されている区域（施行中を含む）を居住誘導区域に設定します。

#### エ) 公共交通の利便性が高い区域

バスについては、バス停から半径500m圏域（都市構造の評価に関するハンドブックによる高齢者の一般的な徒歩圏）を居住誘導区域に設定します。

鉄道については、改定版田原市都市計画マスタープランの「田原市の都市づくりの方向」の5つのうち1つに「鉄道駅周辺の土地利用」を示しており、都市間移動において片道1時間に4本で市内の公共交通の中で最も利便性の高い鉄道駅周辺への居住を促進していく方針としていることから、バスより広い鉄道駅から半径1km圏域を居住誘導区域に設定します。

## ②居住誘導区域に含まない区域（除外区域）

### ア) 都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条にて居住誘導区域に定めないとされている区域

市街化調整区域、農振農用地等、保安林等、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域

### イ) その他の災害が発生する危険性の高い区域

都市拠点（田原市街地）と準都市拠点（福江市街地）において、土砂災害警戒区域が指定されている区域

### ウ) 工業専用地域（用途地域）

都市拠点（田原市街地）に一部工業専用地域が指定

## ③居住誘導区域に含めるかどうか慎重に判断すべき区域

### 津波浸水想定区域、浸水想定区域（高潮）、洪水浸水予想

津波浸水想定区域等については、浸水深等を拠点毎に細かく確認したうえで、居住誘導区域に含めるかどうか判断することとします。

## 居住誘導区域設定条件のまとめ

### ①含める区域

- ア) 日常生活に必要な都市機能が立地する区域（それぞれの都市機能から半径500m圏域）
- イ) 中心市街地の区域
- ウ) 良好な居住環境が形成されている区域（土地区画整理事業区域）
- エ) 公共交通の利便性が高い区域（鉄道駅から半径1km圏域、バス停から半径500m圏域）

### ②含まない区域（除外区域）

- ア) 市街化調整区域、農振農用地等、保安林等、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域
- イ) 土砂災害警戒区域が指定されている災害が発生する危険性の高い区域
- ウ) 工業専用地域（用途地域）

### ③含めるかどうか慎重に判断すべき区域

津波浸水想定区域、浸水想定区域（高潮）、洪水浸水予想 ⇒ 各拠点の浸水深等により判断

※区域については、最終的に地形地物（道路等）にて整理

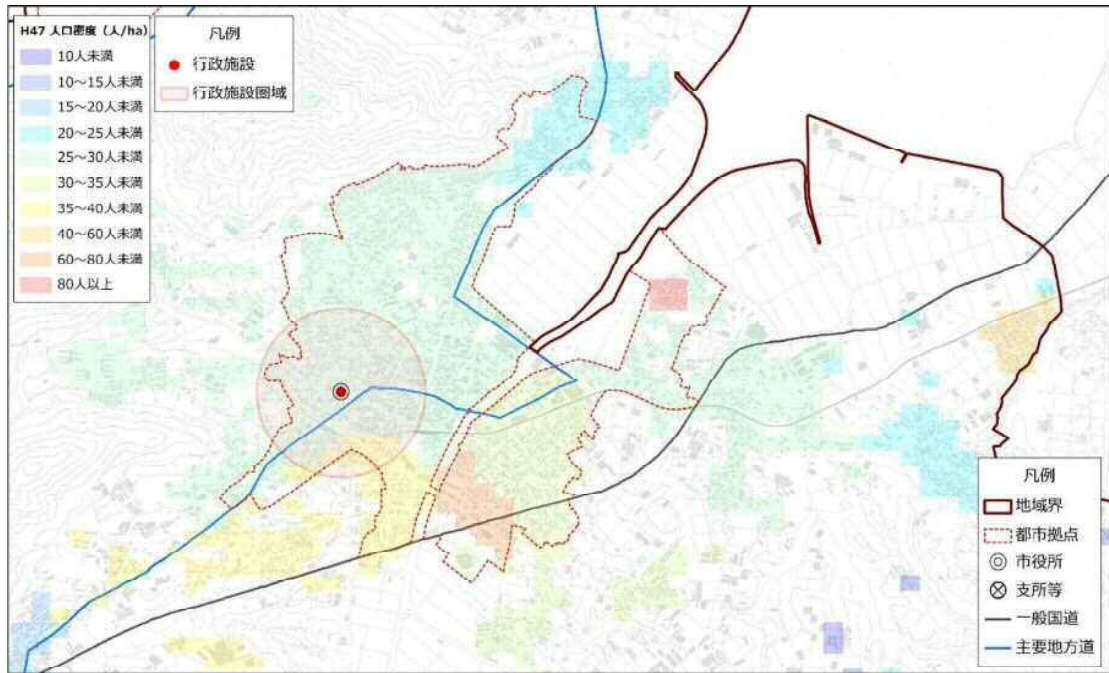
## 第2章 居住誘導区域の設定

### 1 都市拠点（田原市街地）

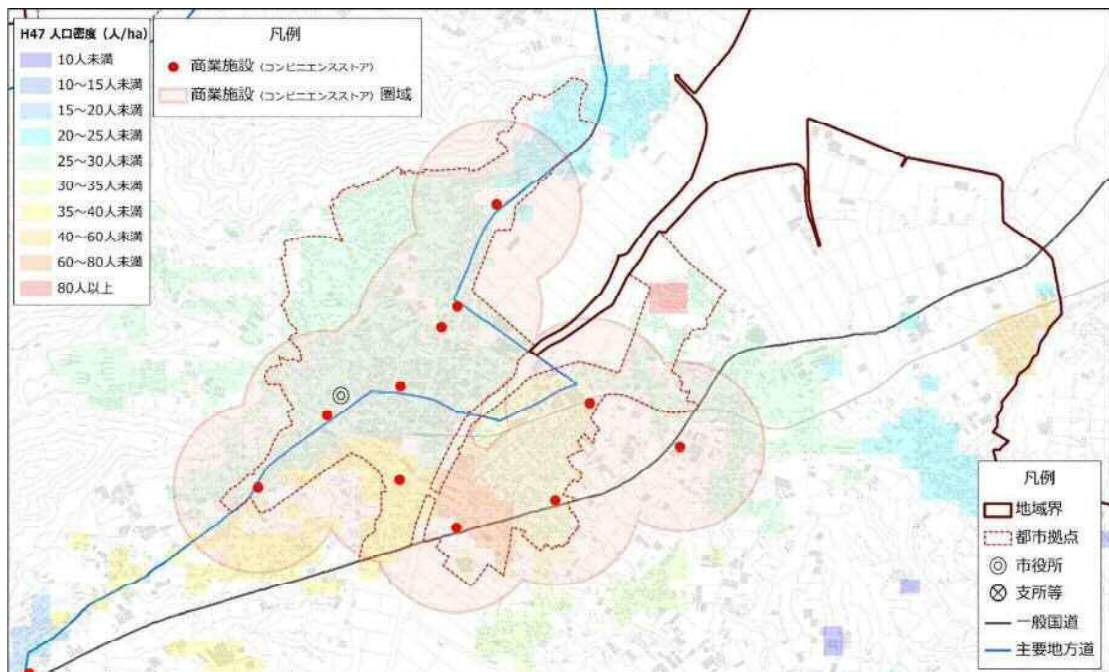
#### ①居住誘導区域に含める区域

ア) 日常生活に必要な都市機能が立地する区域（平成30年4月1日現在）

■行政施設（市役所）から半径500m圏域



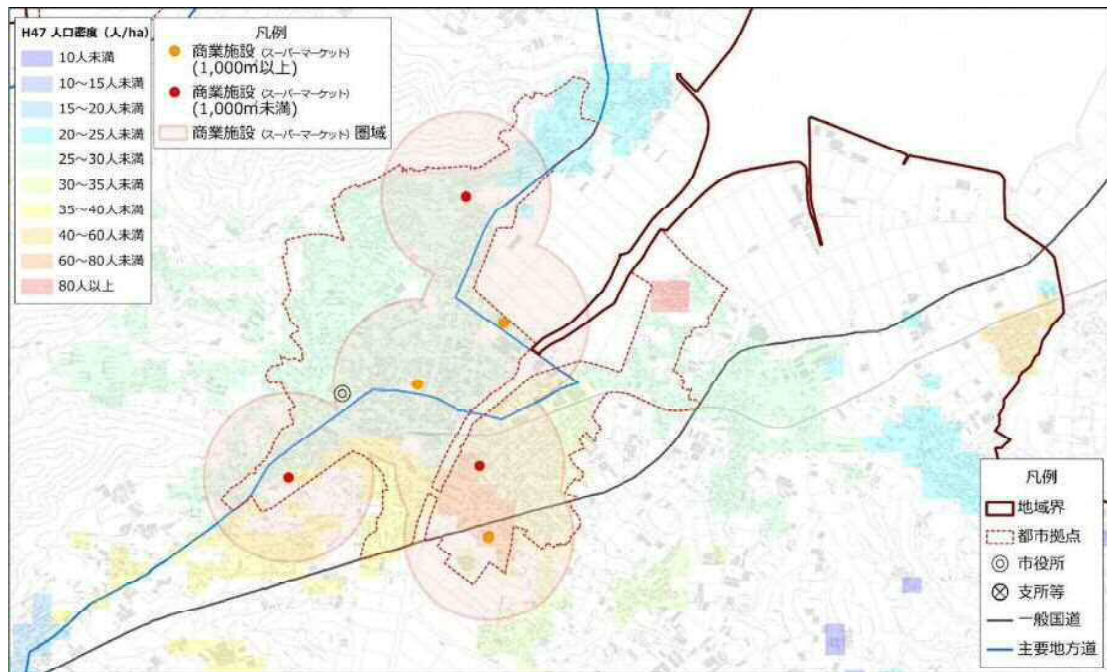
■商業施設（コンビニエンスストア）から半径500m圏域



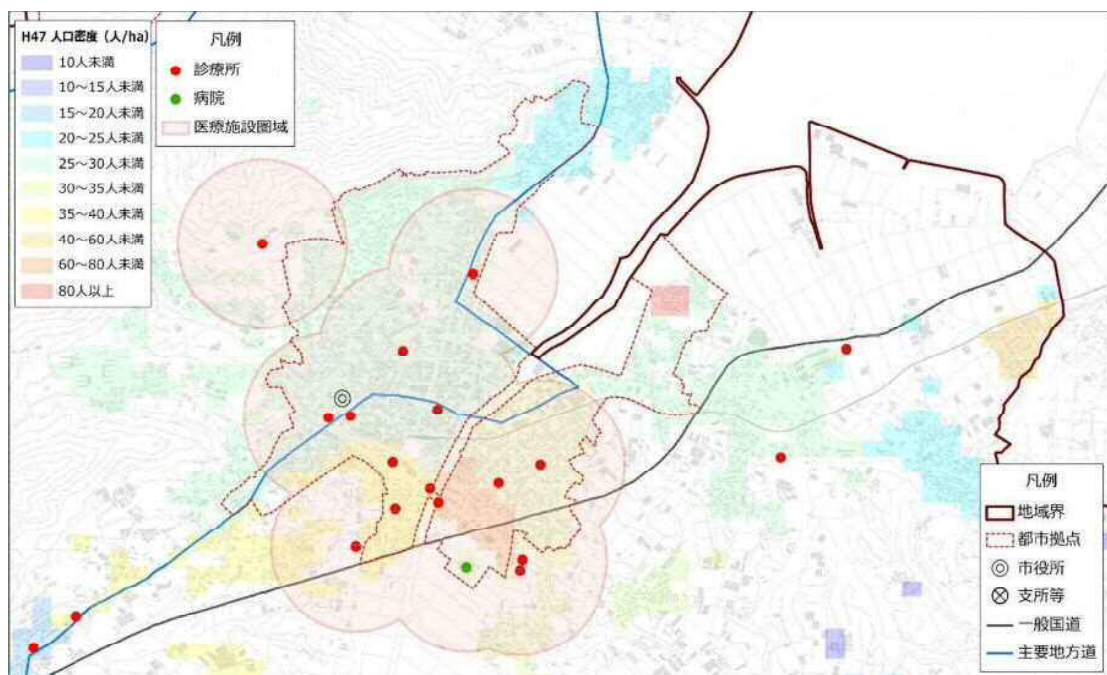


第3部

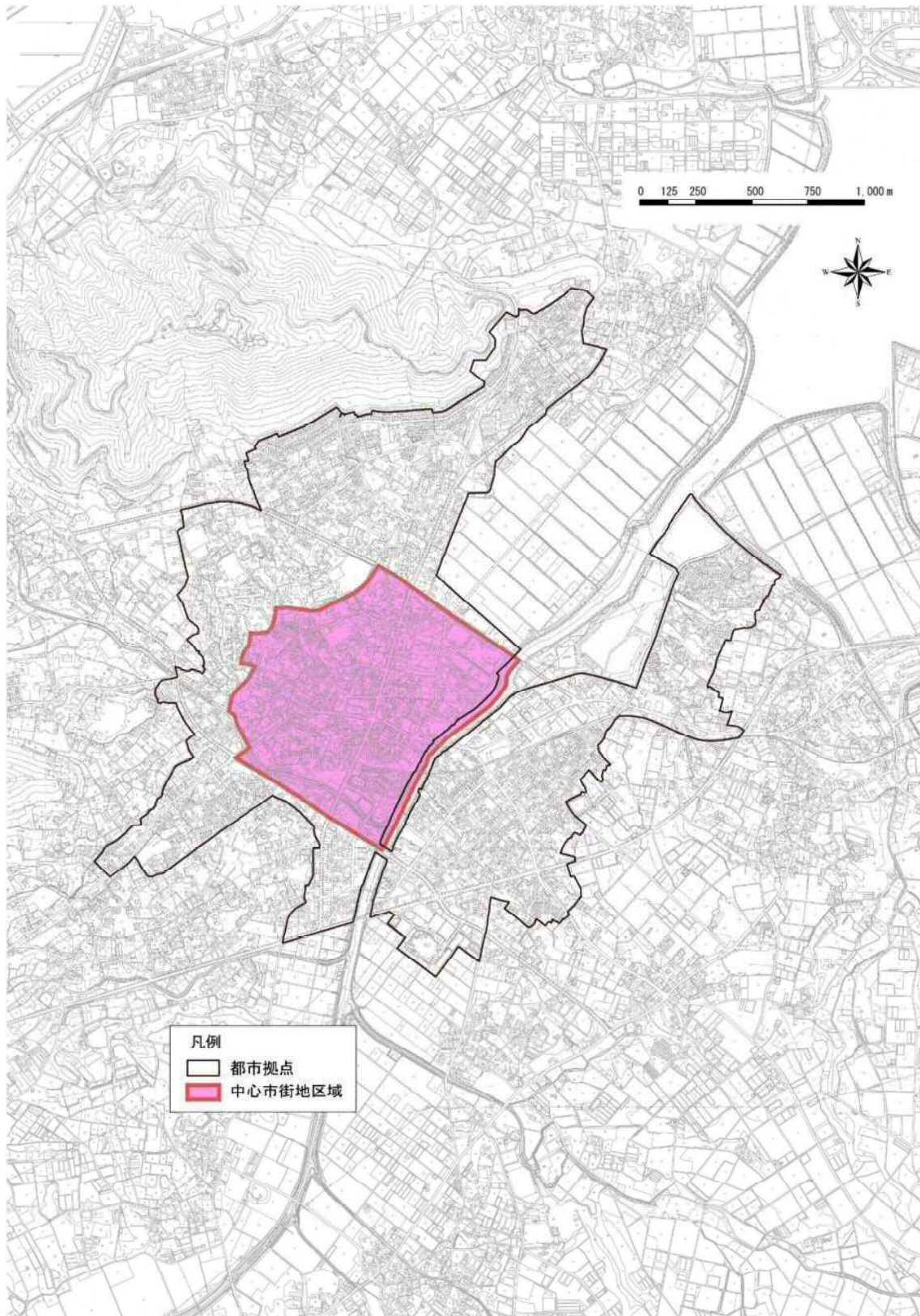
■商業施設（スーパーマーケット）から半径500m圏域



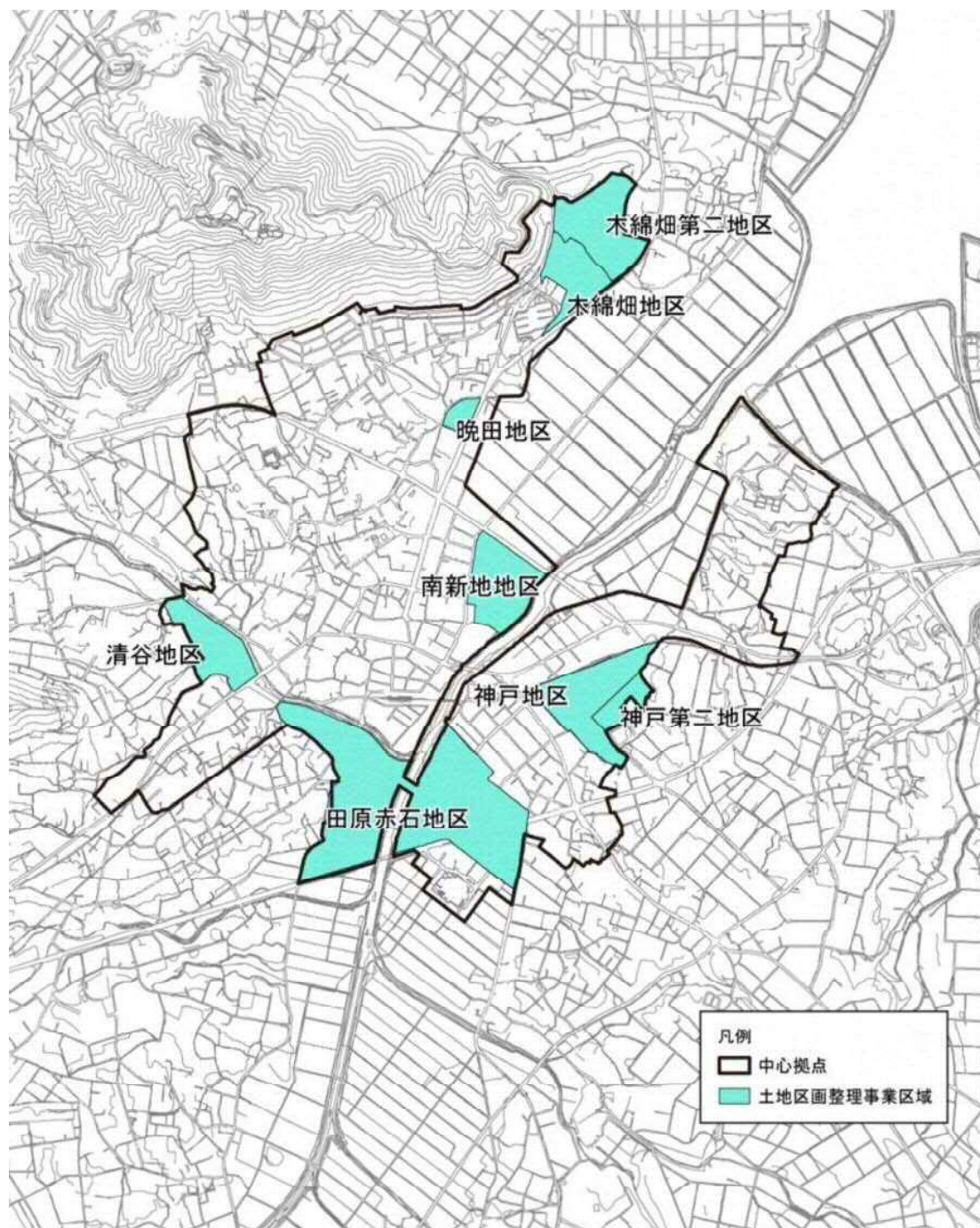
■医療施設から半径500m圏域



イ) 中心市街地の区域 (約88ha)

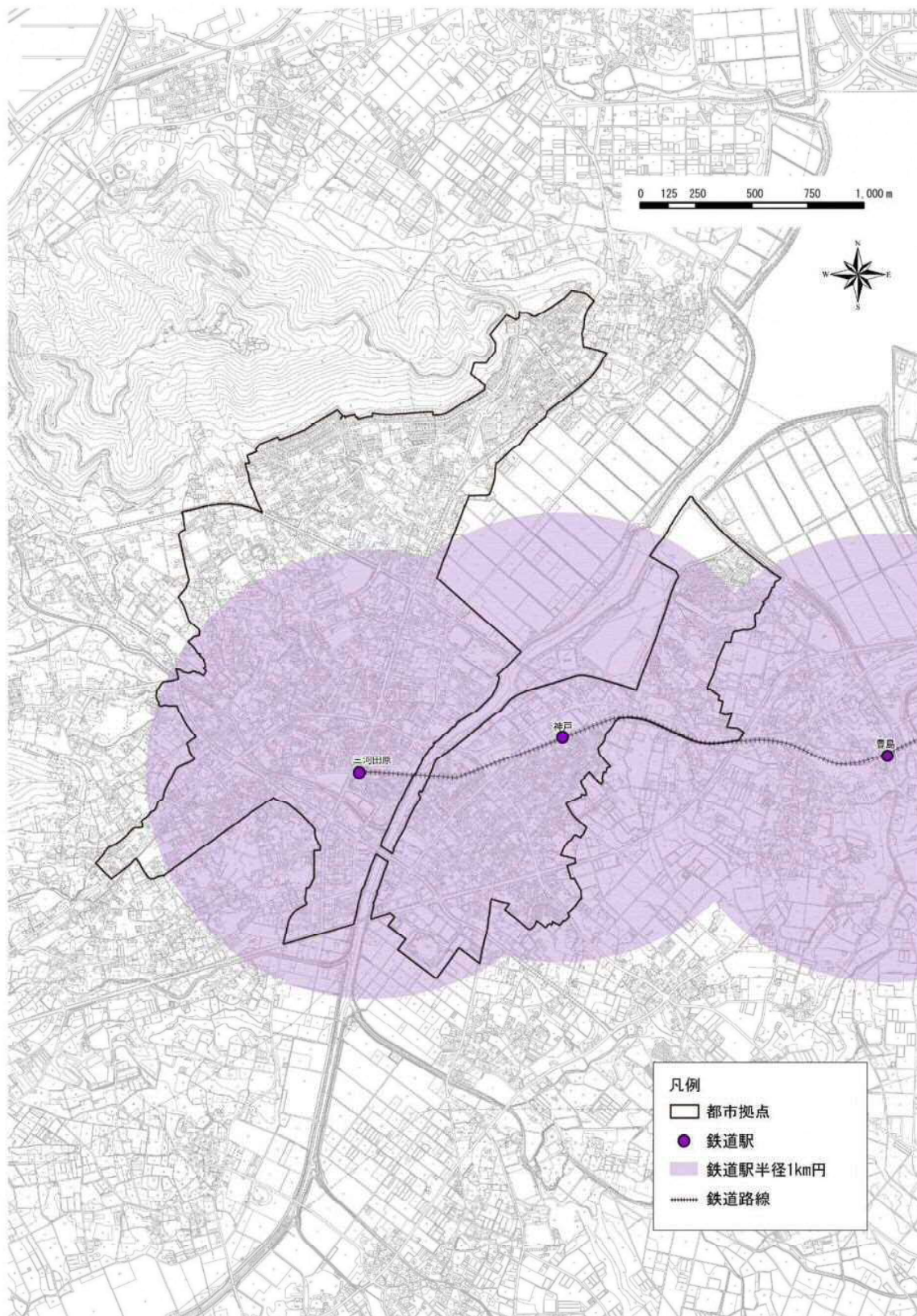


ウ) 良好な居住環境が形成されている区域

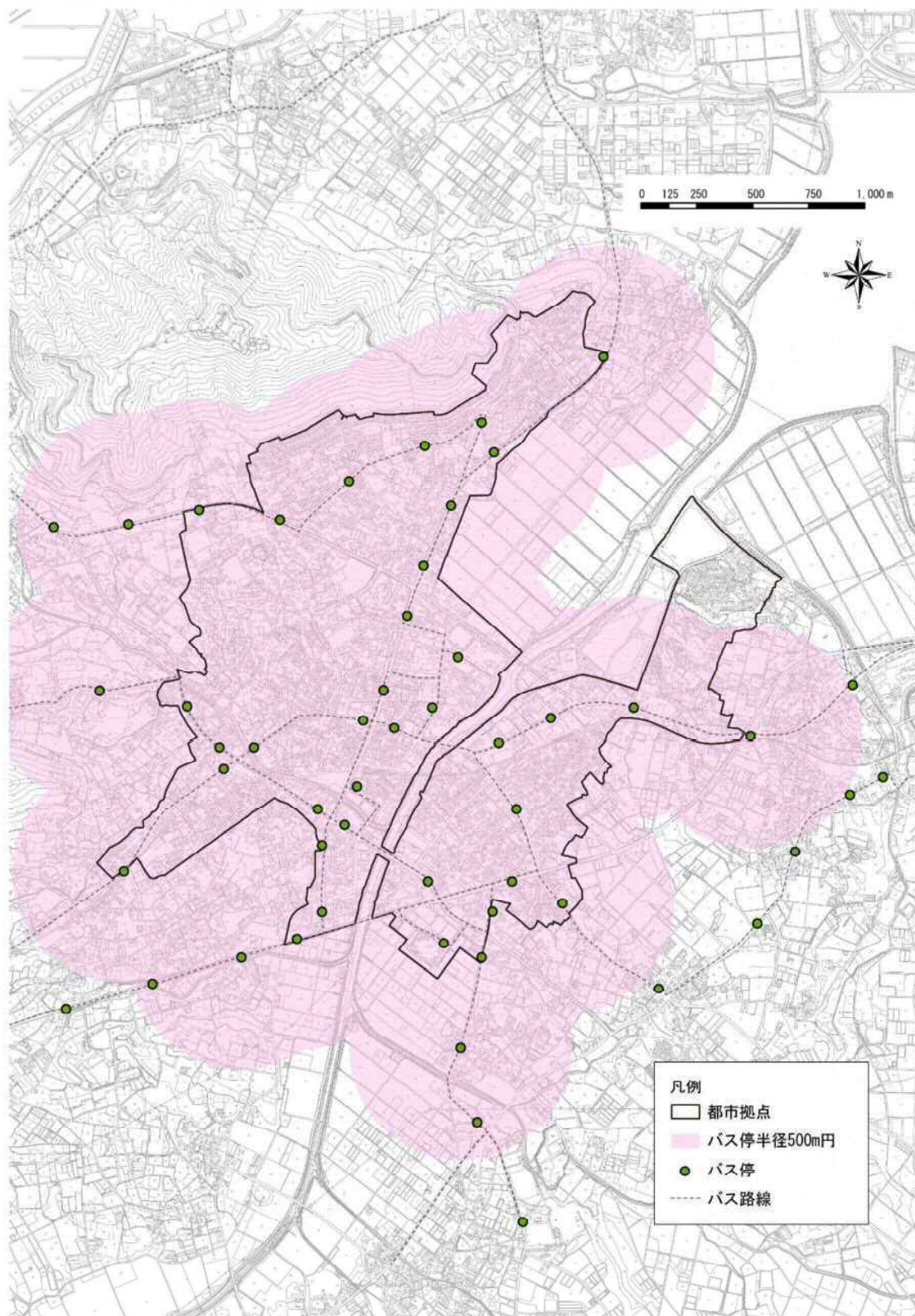


工) 公共交通の利便性が高い区域

■ 鉄道駅から半径1 km圏域

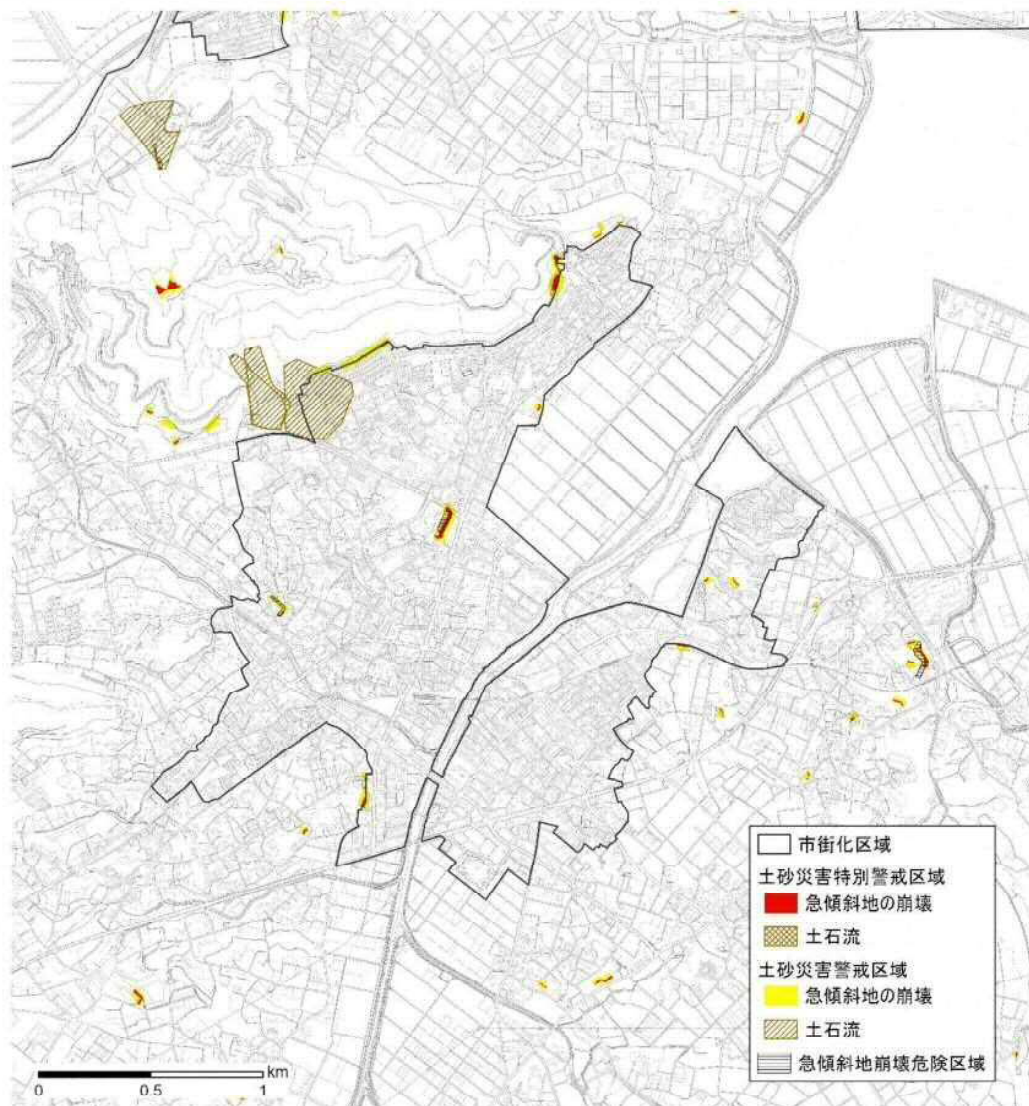


■バス停から半径500m圏域



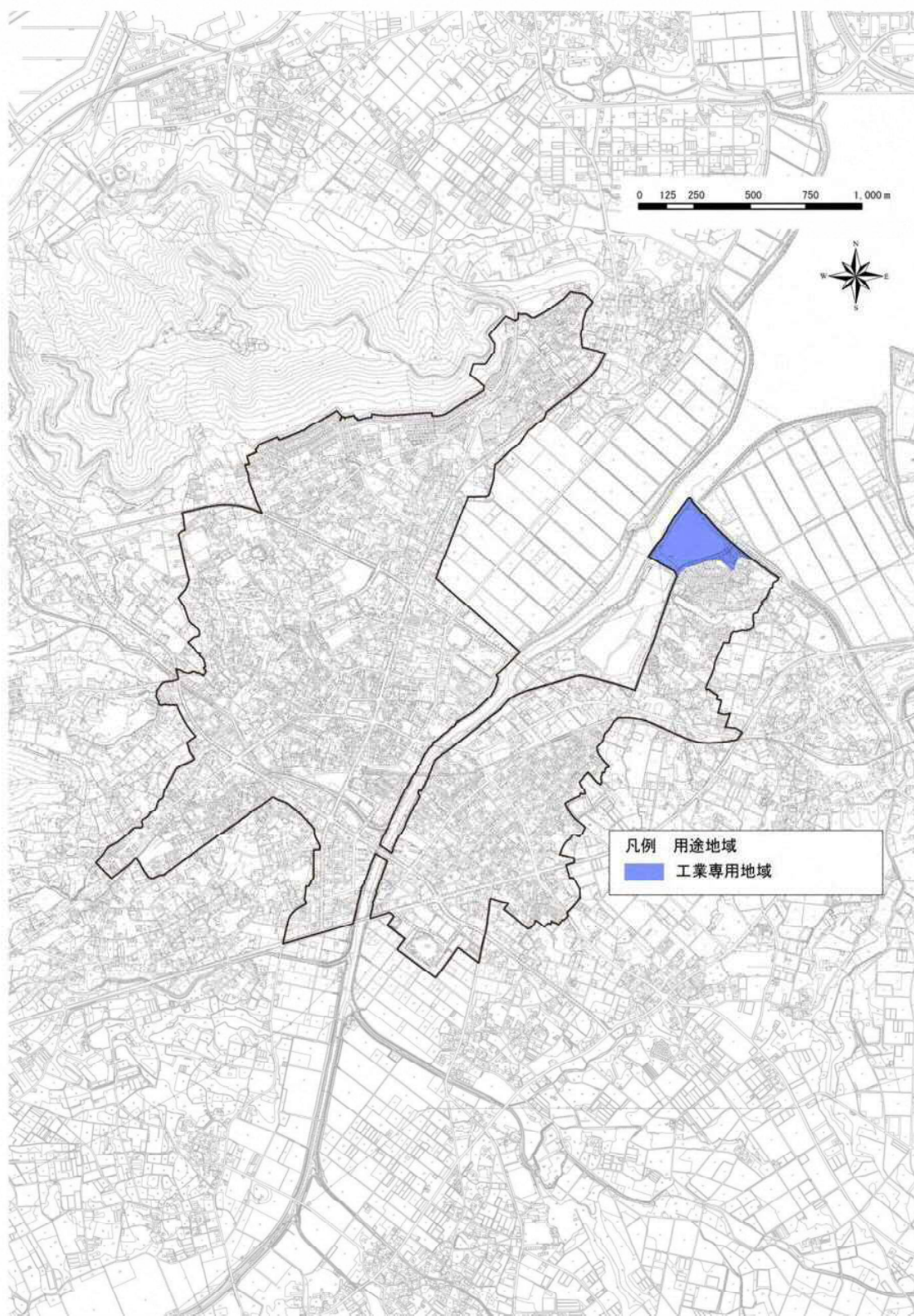
②居住誘導区域に含まない区域（除外区域）

ア) 災害が発生する危険性の高い区域



※令和5年4月1日現在

イ) 工業専用地域 (用途地域)



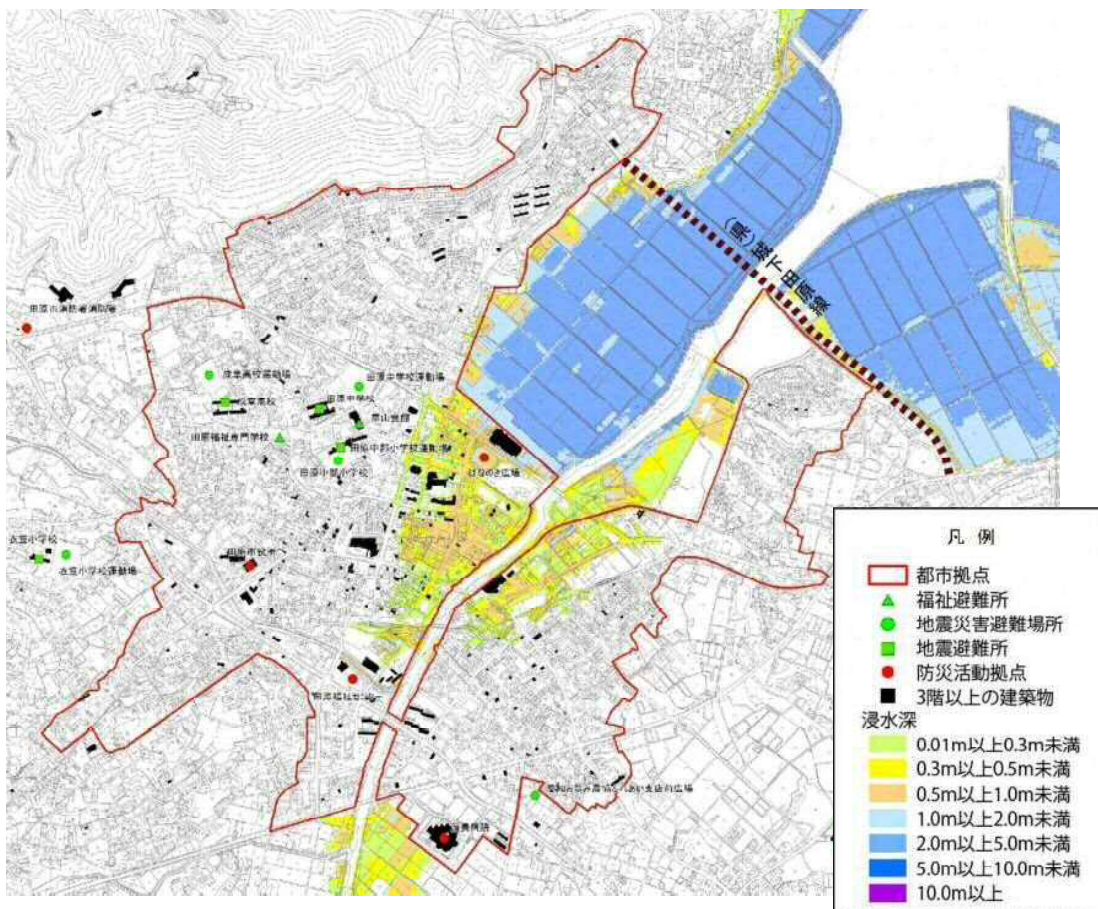
### ③居住誘導区域に含めるかどうか慎重に判断すべき区域

#### 津波浸水想定区域

都市拠点（田原市街地）では、汐川沿いが津波浸水想定区域となっています。

区域内の浸水深は、0.01m以上0.5m未満の区域が多く、それ以外の区域が0.5m以上1.0m未満となっていますが、田原ショッピングセンターパオ周辺のわずかな箇所では1.0m以上2.0m未満の浸水深となっています。

都市拠点の津波浸水想定区域については、区域内のほとんどの浸水深が1.0m未満であること、外海でなく内海に面しているため津波の到達まである程度時間（愛知県想定80分～100分）があり、海拔の高いところまで避難することが可能であることから、「**居住誘導区域に含める区域**」とします。

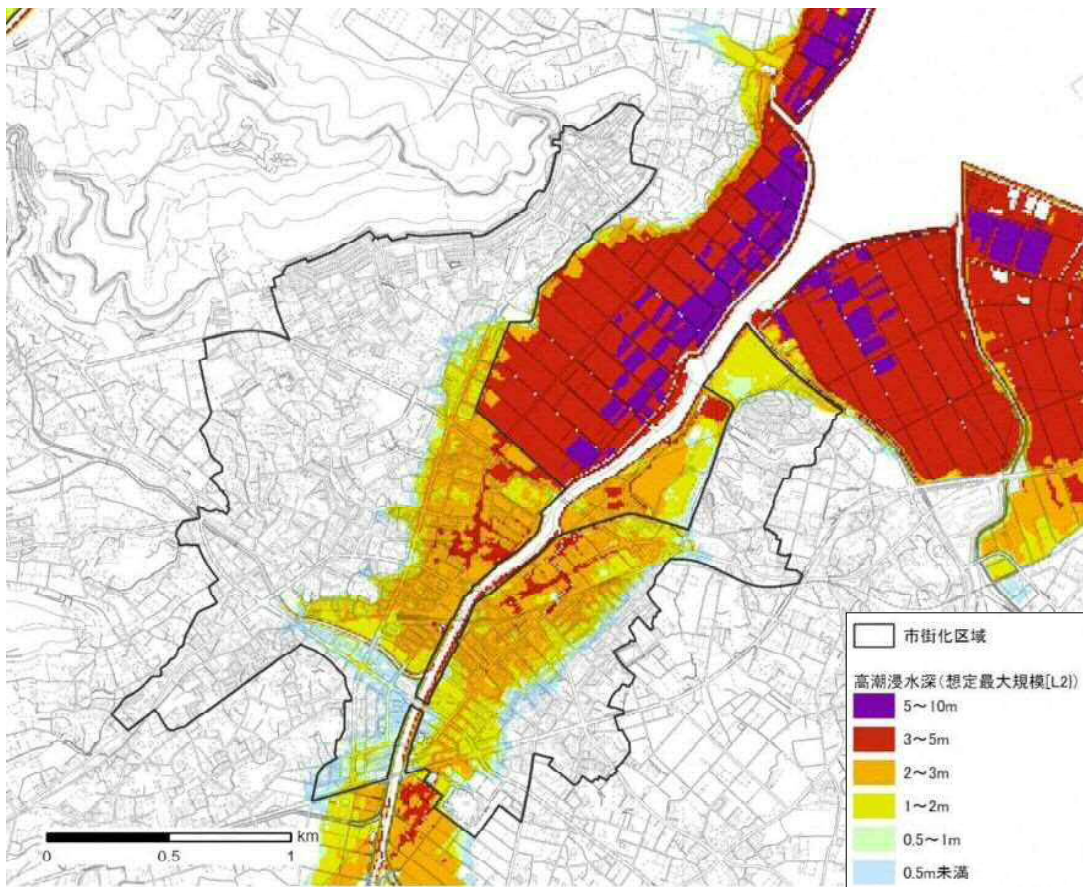




### 浸水想定区域（高潮）

想定最大規模の高潮による浸水深は概ね3m未満で、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では3m以上の浸水が想定されています。

宅地の浸水深は概ね3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられます。加えて、浸水が想定される範囲は市街地の中でも概ね鉄道駅付近や商業施設等が立地する生活利便性の高いエリアに位置することから、居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。



想定最大規模：想定し得る最大規模の台風による高潮

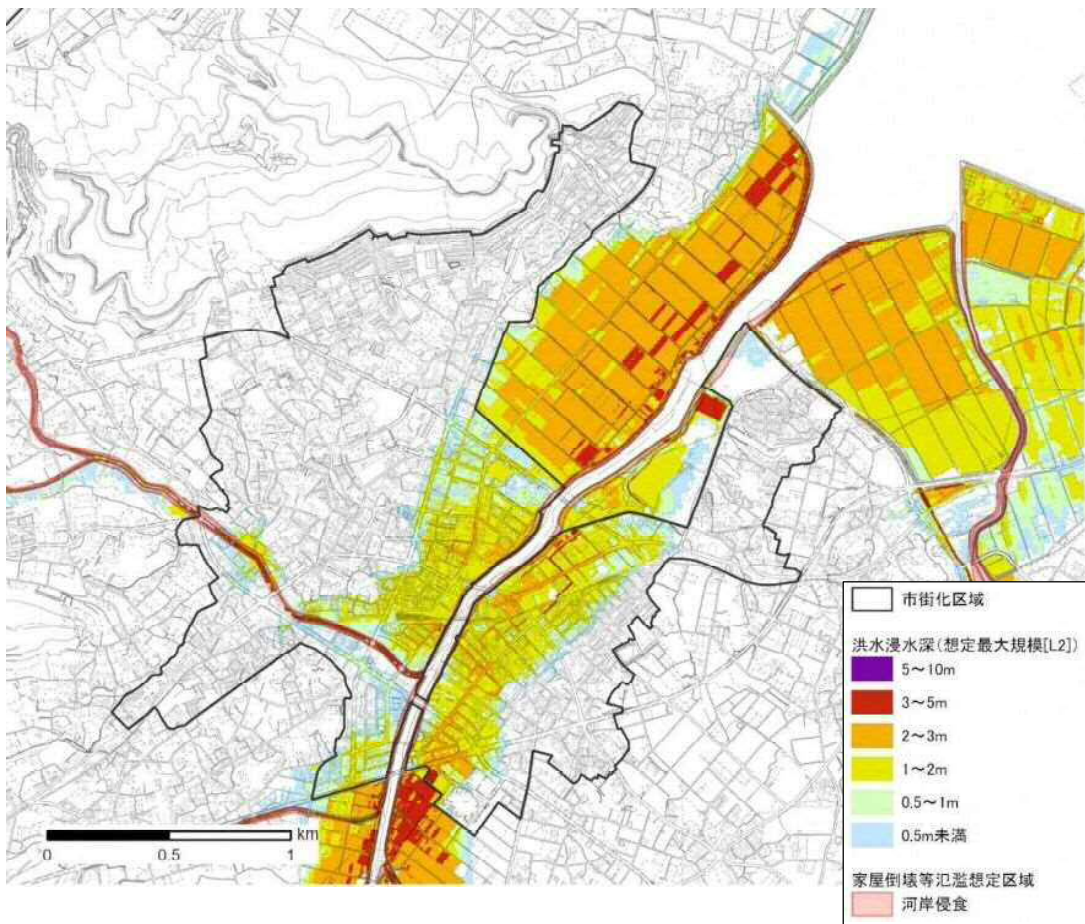
発生確率：500年から数千年に1度程度

条件：室戸台風級の台風が襲来、堤防等の決壊あり

### 洪水浸水予想

想定最大規模の洪水による浸水深は概ね1～2m、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では2～3mで、浸水深0.5m以上の浸水継続時間は、概ね12時間未満と想定されています。また、洪水に伴う河岸侵食により家屋倒壊のおそれがある範囲（家屋倒壊等氾濫想定区域）が、汐川等の隣接地で想定されています。

浸水深は3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられます。また、浸水継続時間は、一般的に備蓄品を用意することが望ましいとされている72時間を超える箇所は存在していません。家屋倒壊等氾濫想定区域は、「1,000年以上に1度程度」の発生頻度による大雨によるものであることに加え、当該範囲は市街地の中でも概ね鉄道駅付近や商業施設等が立地する生活利便性の高いエリアに位置しています。以上を踏まえ、洪水浸水予想を踏まえた居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。

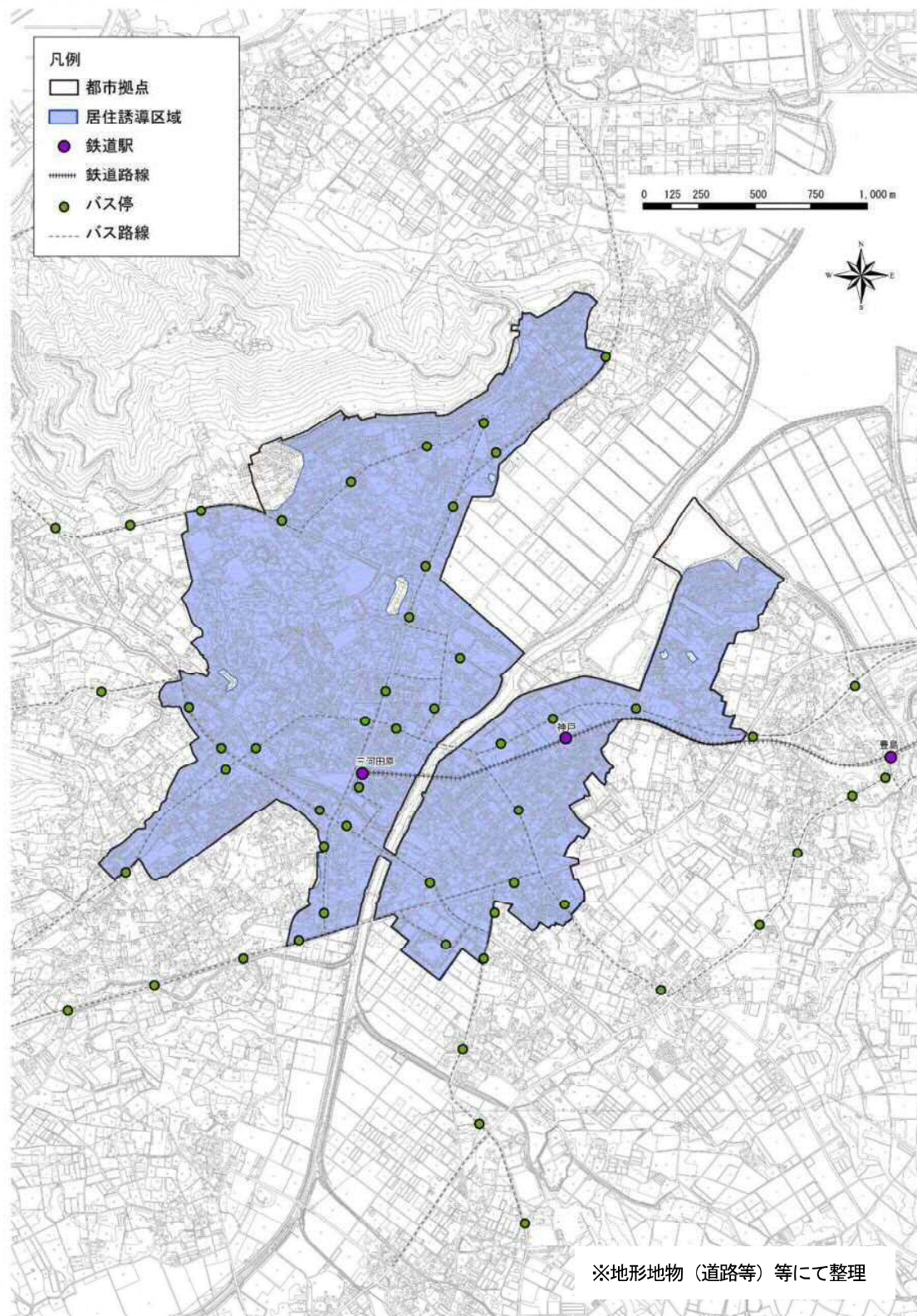


想定最大規模：発生頻度は低いが想定し得る最大規模の降雨

発生頻度：1,000年以上に1度程度 例：汐川24時間総雨量821mm

#### ④都市拠点における居住誘導区域の範囲（対象区域）

都市拠点（田原市街地）の居住誘導区域を以下のとおり設定します。

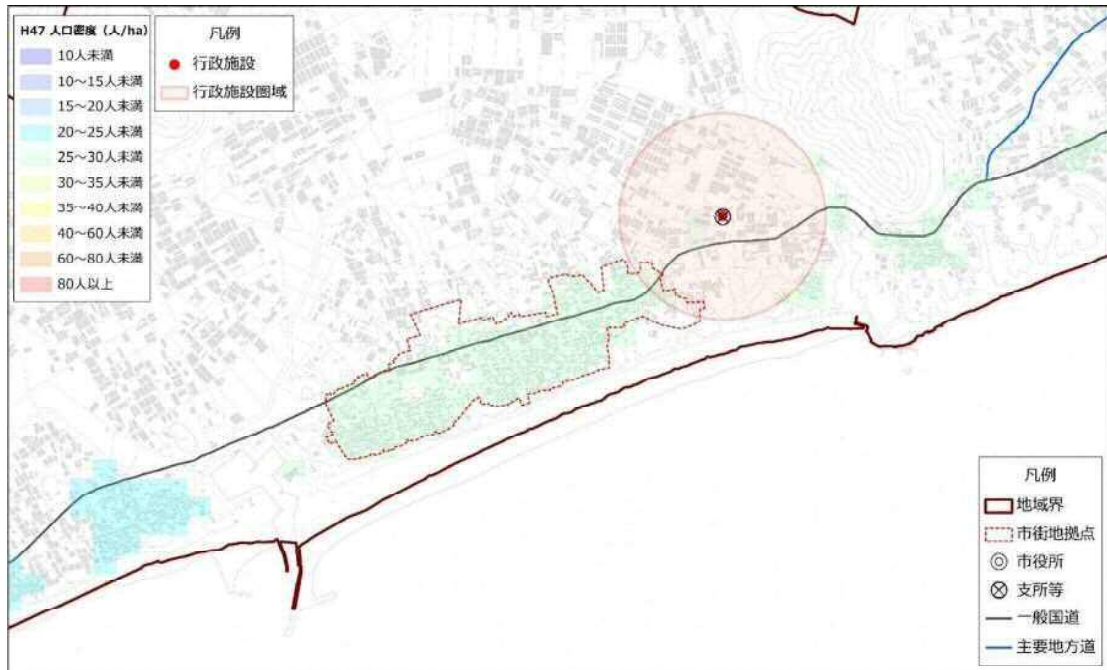


## 2 市街地拠点（赤羽根市街地）

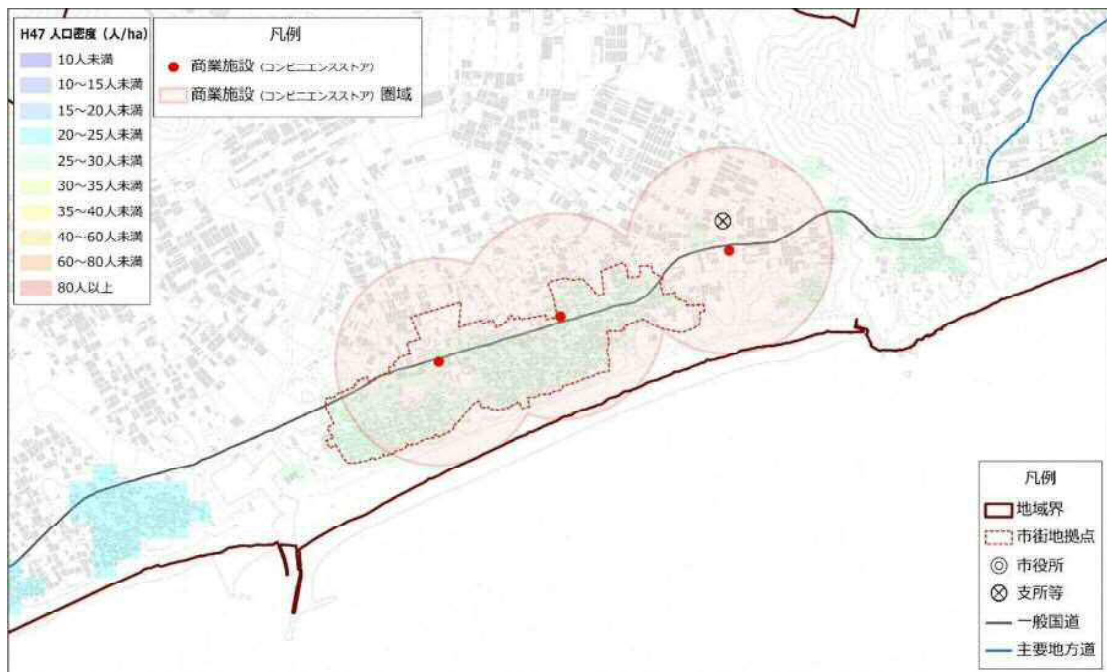
### ①居住誘導区域に含める区域

ア) 日常生活に必要な都市機能が立地する区域（平成30年4月1日現在）

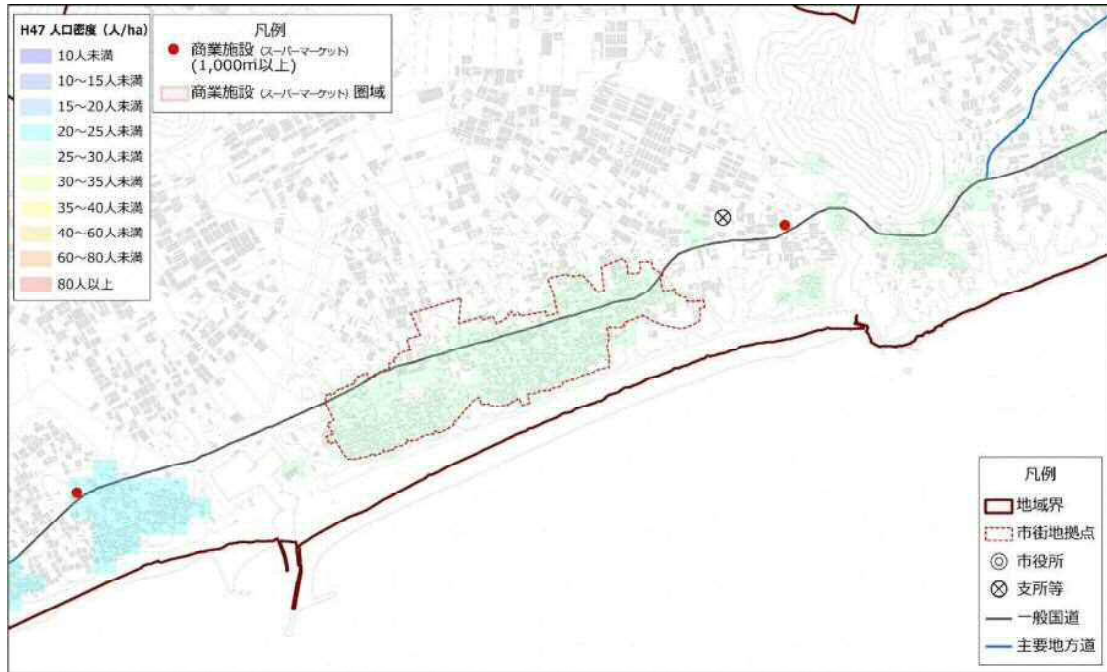
■行政施設（市民センター）から半径500m圏域



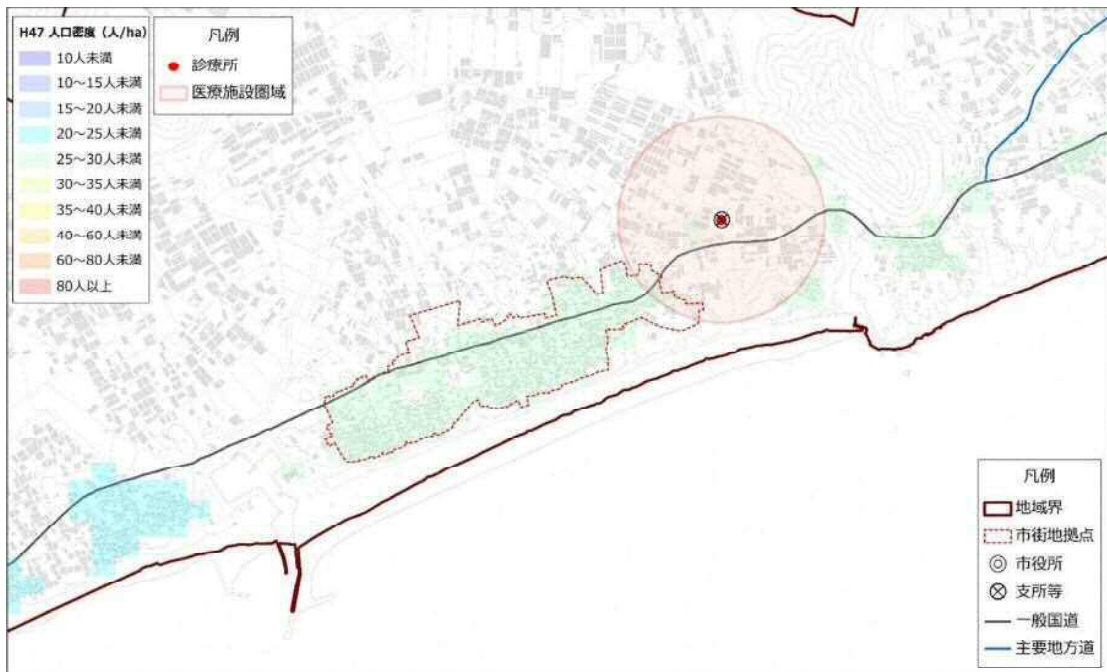
■商業施設（コンビニエンスストア）から半径500m圏域



■商業施設（スーパーマーケット）から半径500m圏域



■医療施設から半径500m圏域



第3部

イ) 中心市街地の区域

該当なし

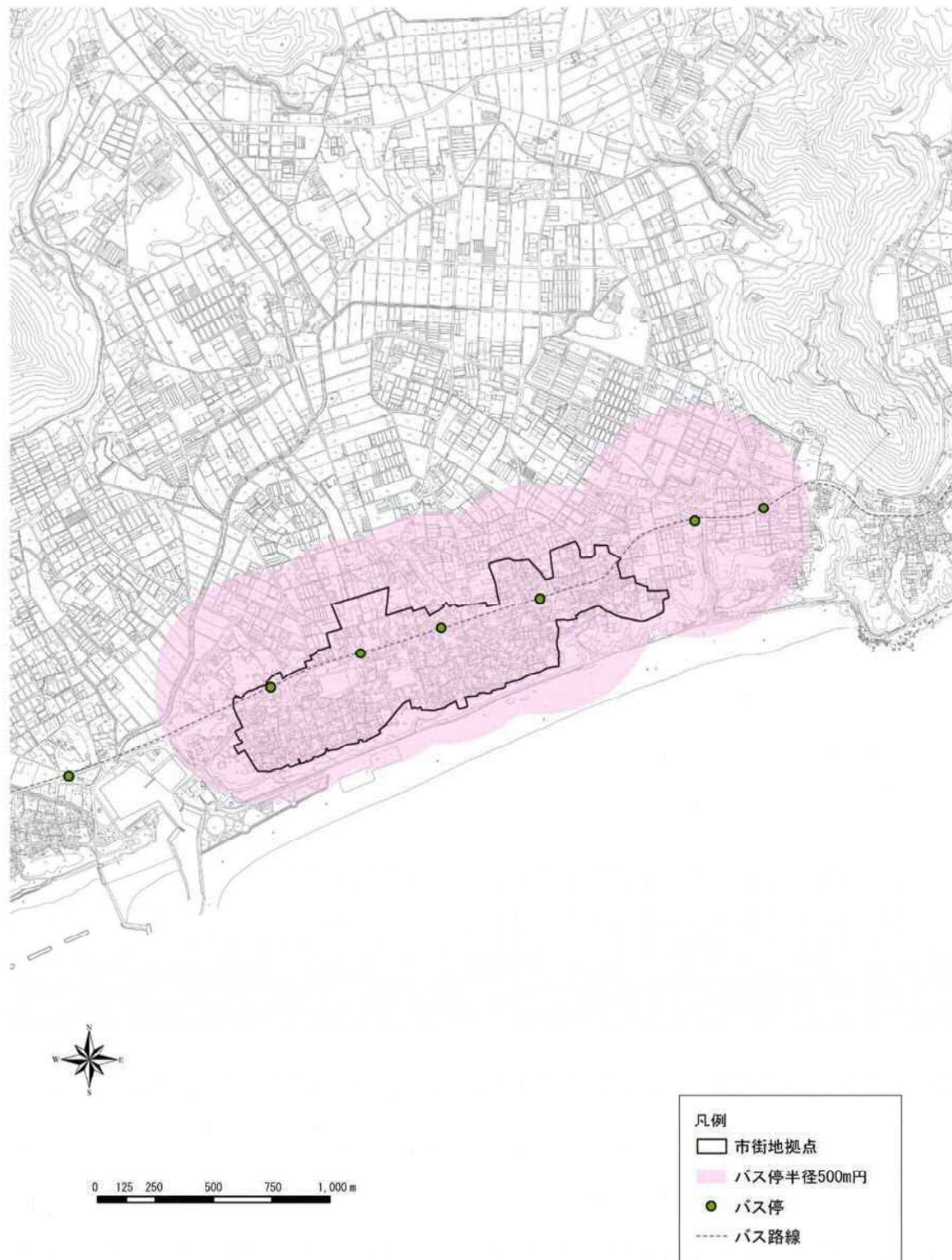
ウ) 良好な居住環境が形成されている区域

■土地区画整理事業区域



工) 公共交通の利便性が高い区域

■バス停から半径500m圏域



第3部

②居住誘導区域に含まない区域（除外区域）

ア) 災害が発生する危険性の高い区域

該当なし

イ) 工業専用地域（用途地域）

該当なし

③居住誘導区域に含めるかどうか慎重に検討すべき区域

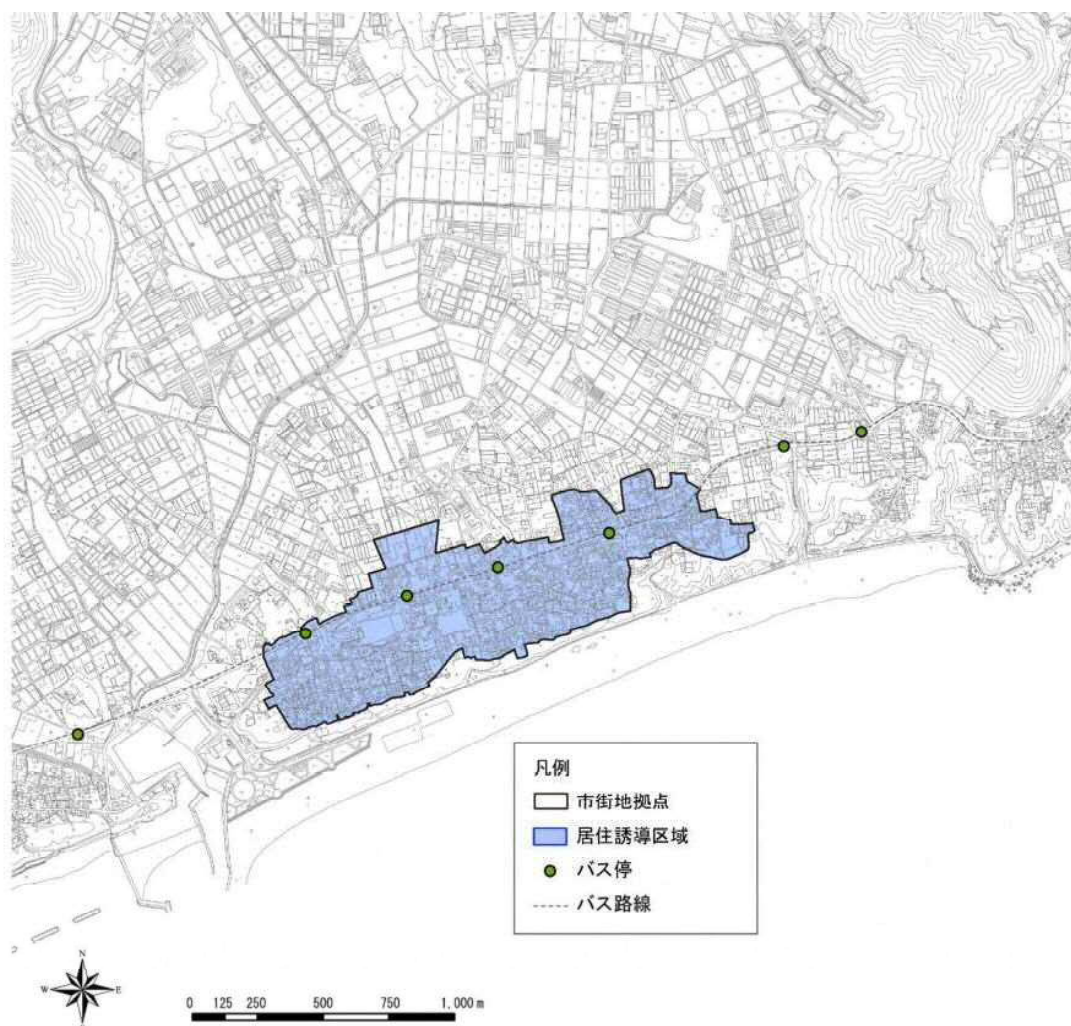
津波浸水想定区域、浸水想定区域（高潮）、浸水想定予想

該当なし



#### ④市街地拠点における居住誘導区域の範囲（対象区域）

市街地拠点（赤羽根市街地）拠点の居住誘導区域を以下のとおり設定します。

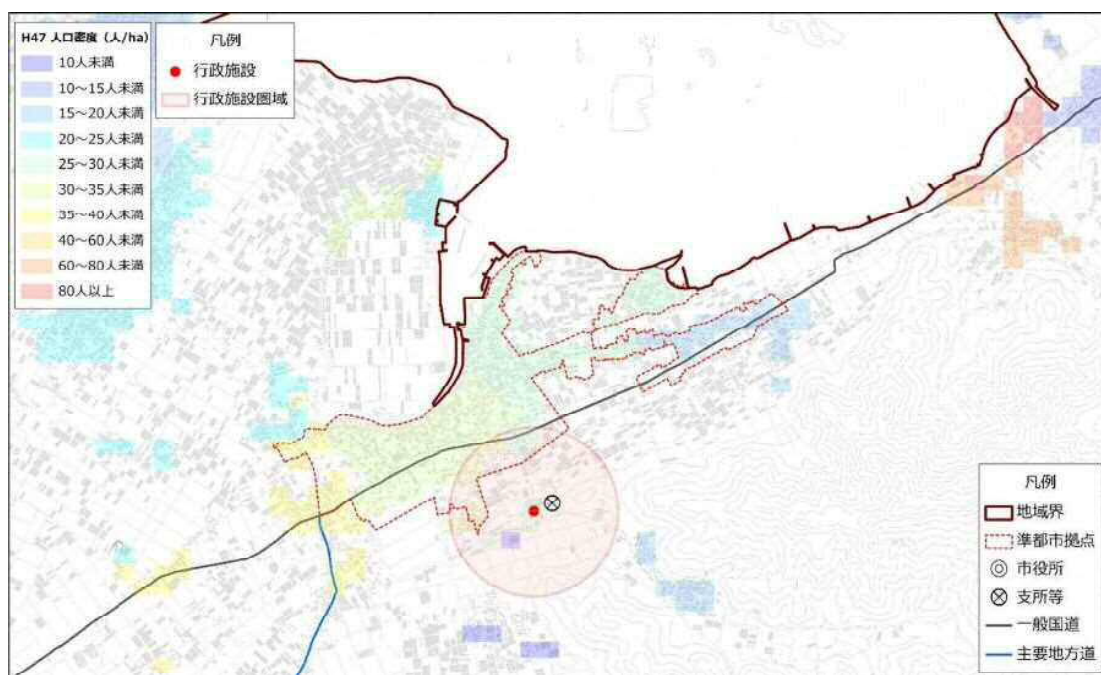


### 3 準都市拠点（福江市街地）

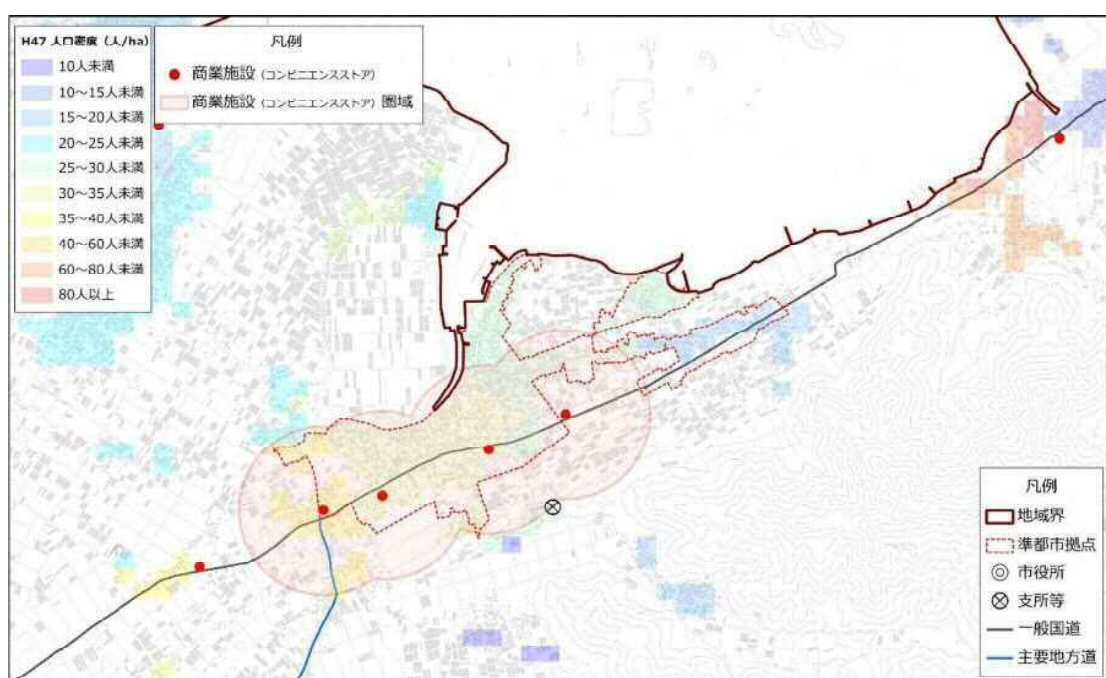
#### ①居住誘導区域に含める区域

ア) 日常生活に必要な都市機能が立地する区域（平成30年4月1日現在）

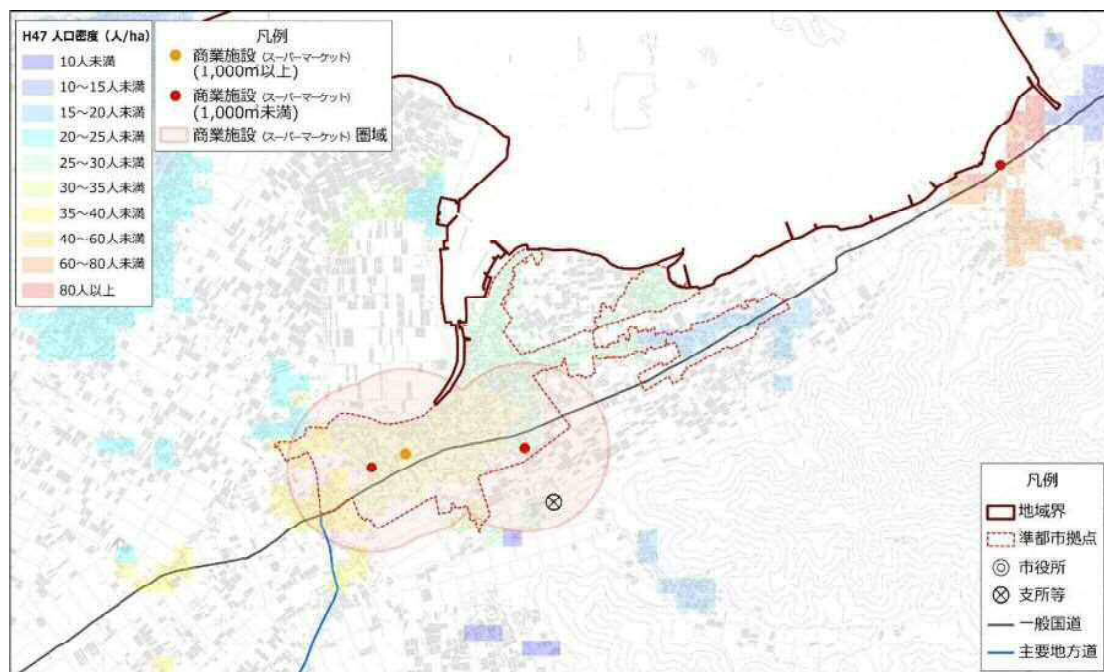
■行政施設（支所）から半径500m圏域



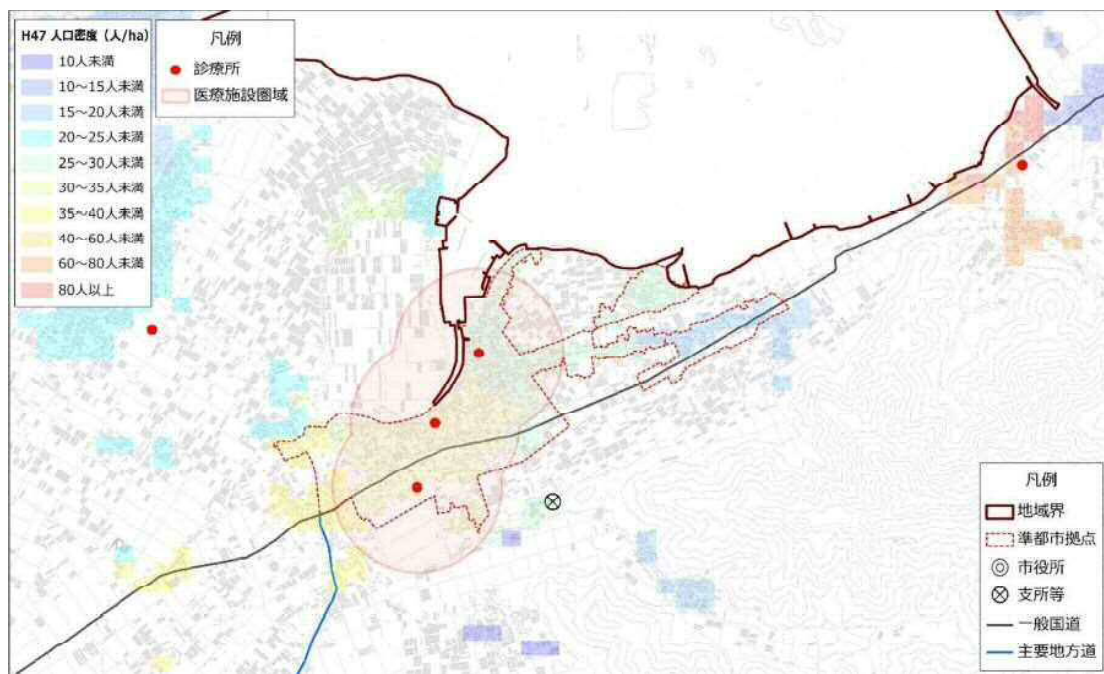
■商業施設（コンビニエンスストア）から半径500m圏域



■商業施設（スーパーマーケット）から半径500m圏域



■医療施設周辺から半径500m圏域



### 第3部

#### イ) 中心市街地の区域

該当なし

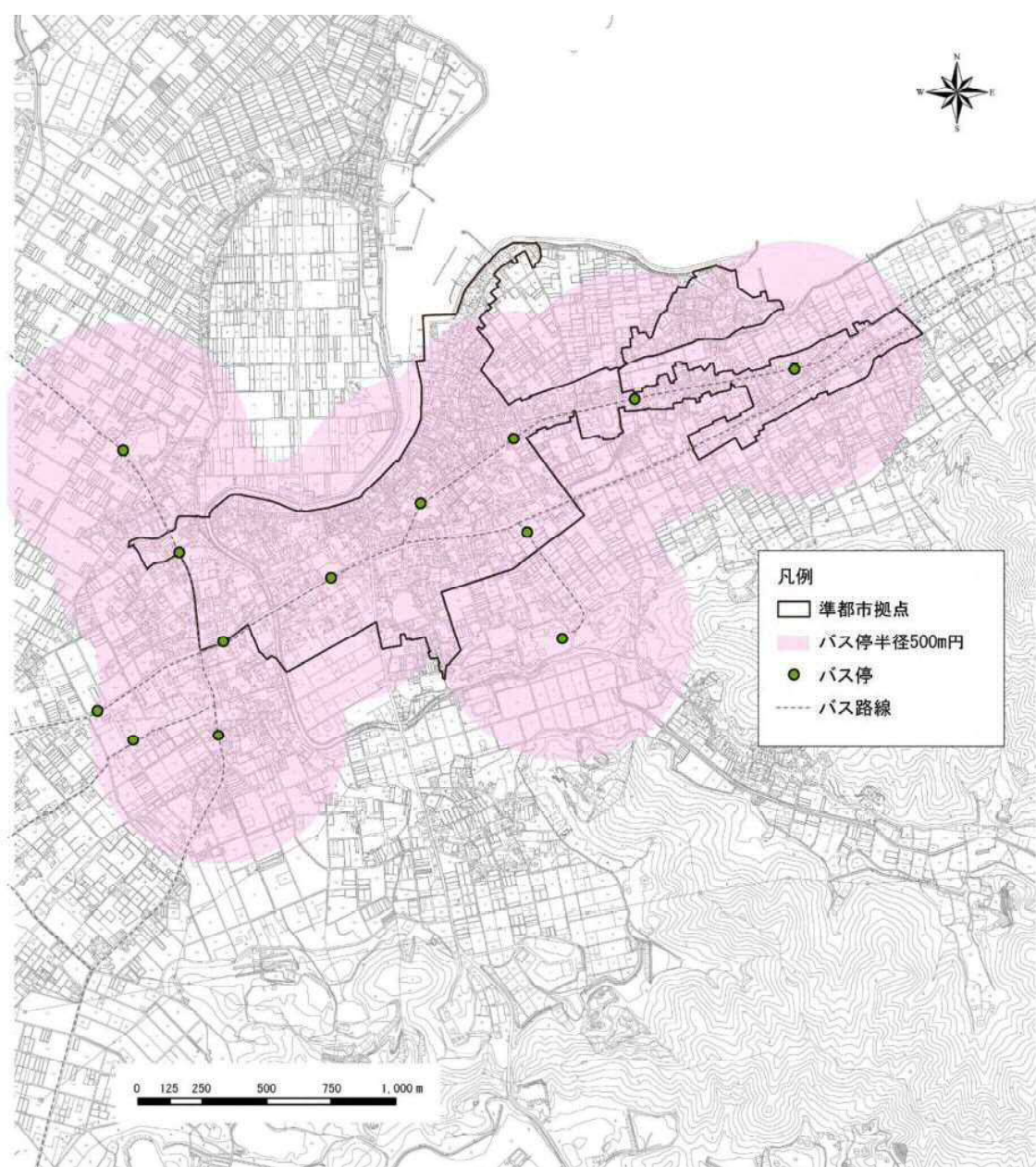
#### ウ) 良好な居住環境が形成されている区域

##### ■土地区画整理事業区域

該当なし

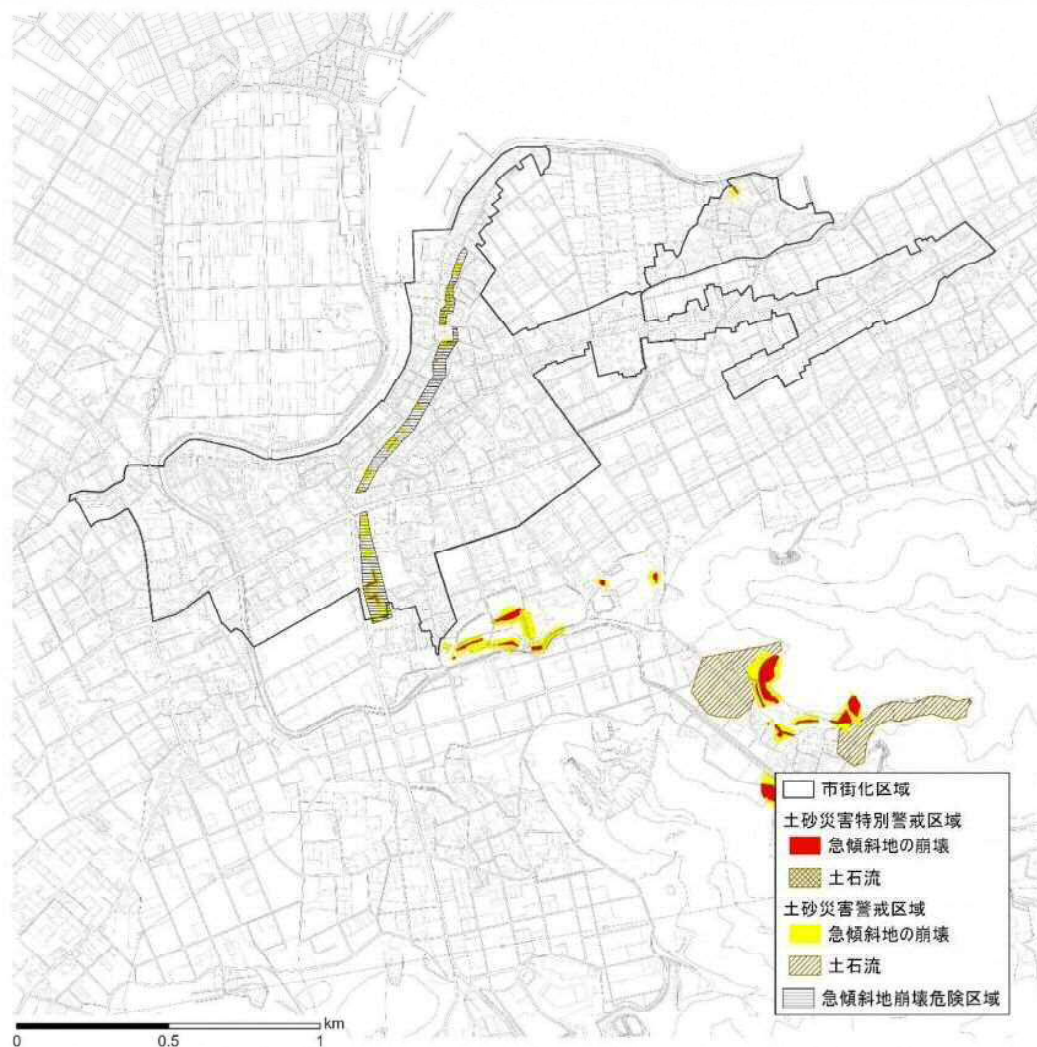
#### エ) 公共交通の利便性が高い区域

##### ■バス停から半径500m圏域



②居住誘導区域に含まない区域（除外区域）

ア) 災害が発生する危険性の高い区域



※令和5年4月1日現在

イ) 工業専用地域（用途地域）

該当なし

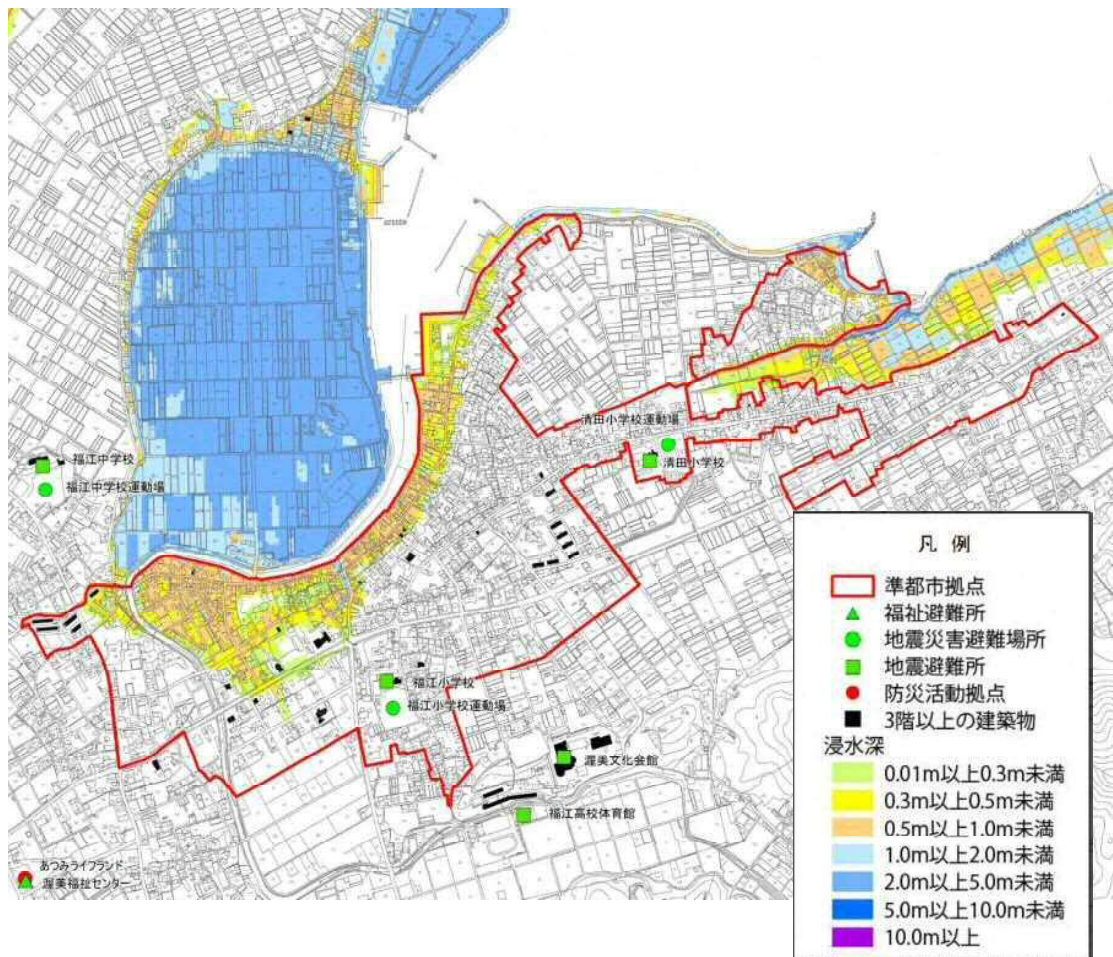
### ③居住誘導区域に含めるかどうか慎重に検討すべき区域

#### 津波浸水想定区域

準都市拠点（福江市街地）では、市街地沿岸部及び免々田川沿いが津波浸水想定区域となっています。

区域内の浸水深は、0.5m以上1.0m未満の区域が多く、その他のほとんどが0.01m以上0.5m未満となっており、江川沿いでのみ1.0m以上2.0m未満の浸水深となっています。

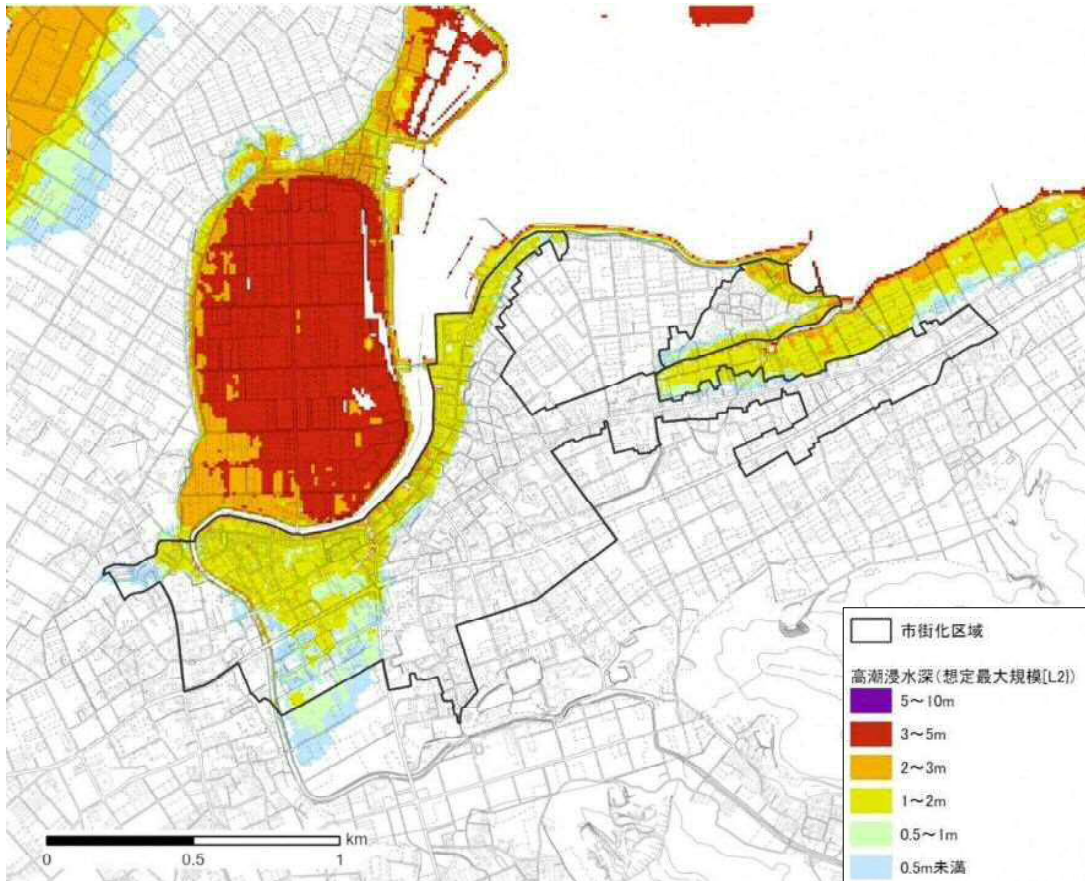
準都市拠点の津波浸水想定区域については、ほとんどの浸水深が1.0m未満であること、外海でなく内海に面しているため津波の到達までである程度時間（愛知県想定40分～60分）があり、海拔の高いところまで避難することが可能であることから、「**居住誘導区域に含める区域**」とします。



### 浸水想定区域（高潮）

想定最大規模の高潮による浸水深は概ね2m未満の浸水が想定されています。

宅地の浸水深は概ね3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられます。加えて、浸水が想定される範囲は概ね商業施設等が立地する生活利便性の高いエリアに位置することから、居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。



想定最大規模：想定し得る最大規模の台風による高潮

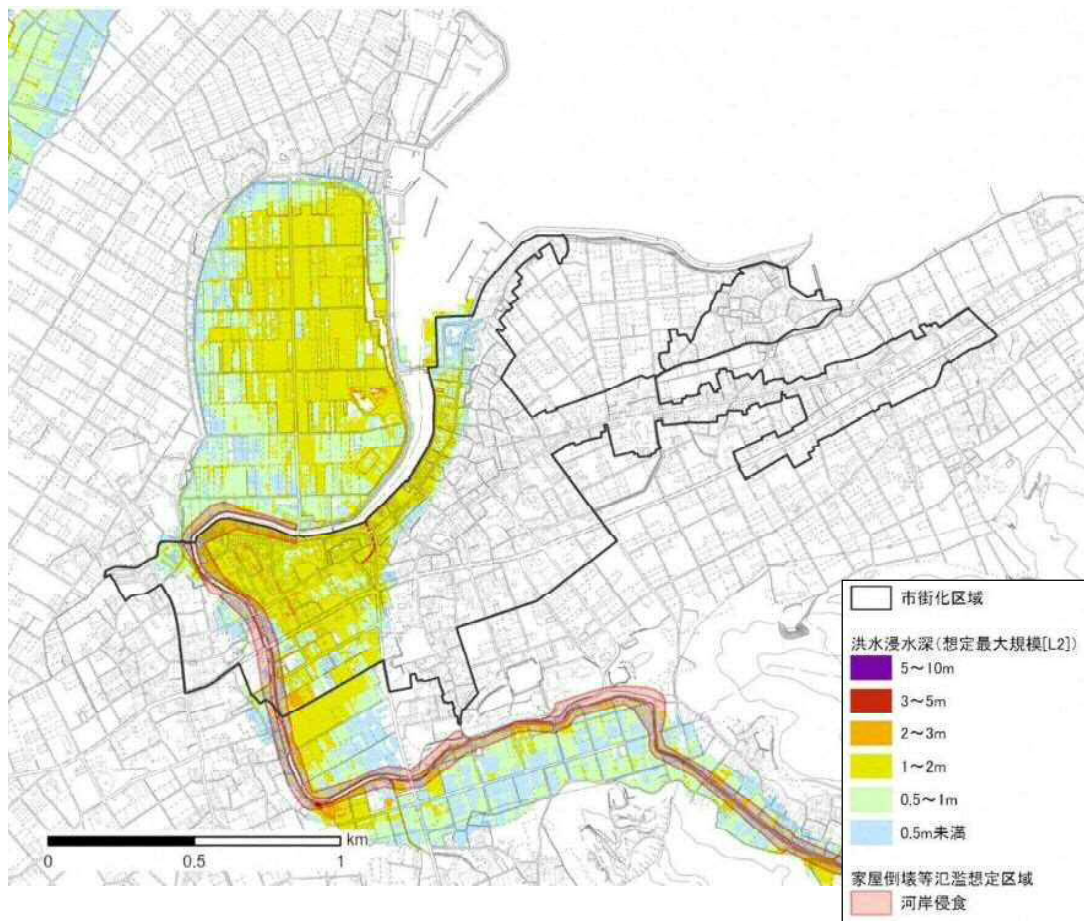
発生確率：500年から数千年に1度程度

条件：室戸台風級の台風が襲来、堤防等の決壊あり

### 洪水浸水予想

想定最大規模の洪水による浸水深は概ね1～2mで、浸水深0.5m以上の浸水継続時間は、概ね24時間未満と想定されています。また、洪水に伴う河岸侵食により家屋倒壊のおそれがある範囲（家屋倒壊等氾濫想定区域）が、免々田川の隣接地で想定されています。

浸水深は3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられます。また、浸水継続時間は、一般的に備蓄品を用意することが望ましいとされている72時間を超える箇所は存在していません。家屋倒壊等氾濫想定区域は、「1,000年以上に1度程度」の発生頻度による大雨によるものであることに加え、当該範囲は概ね商業施設等が立地する生活利便性の高いエリアに位置しています。以上を踏まえ、洪水浸水予想を踏まえた居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。



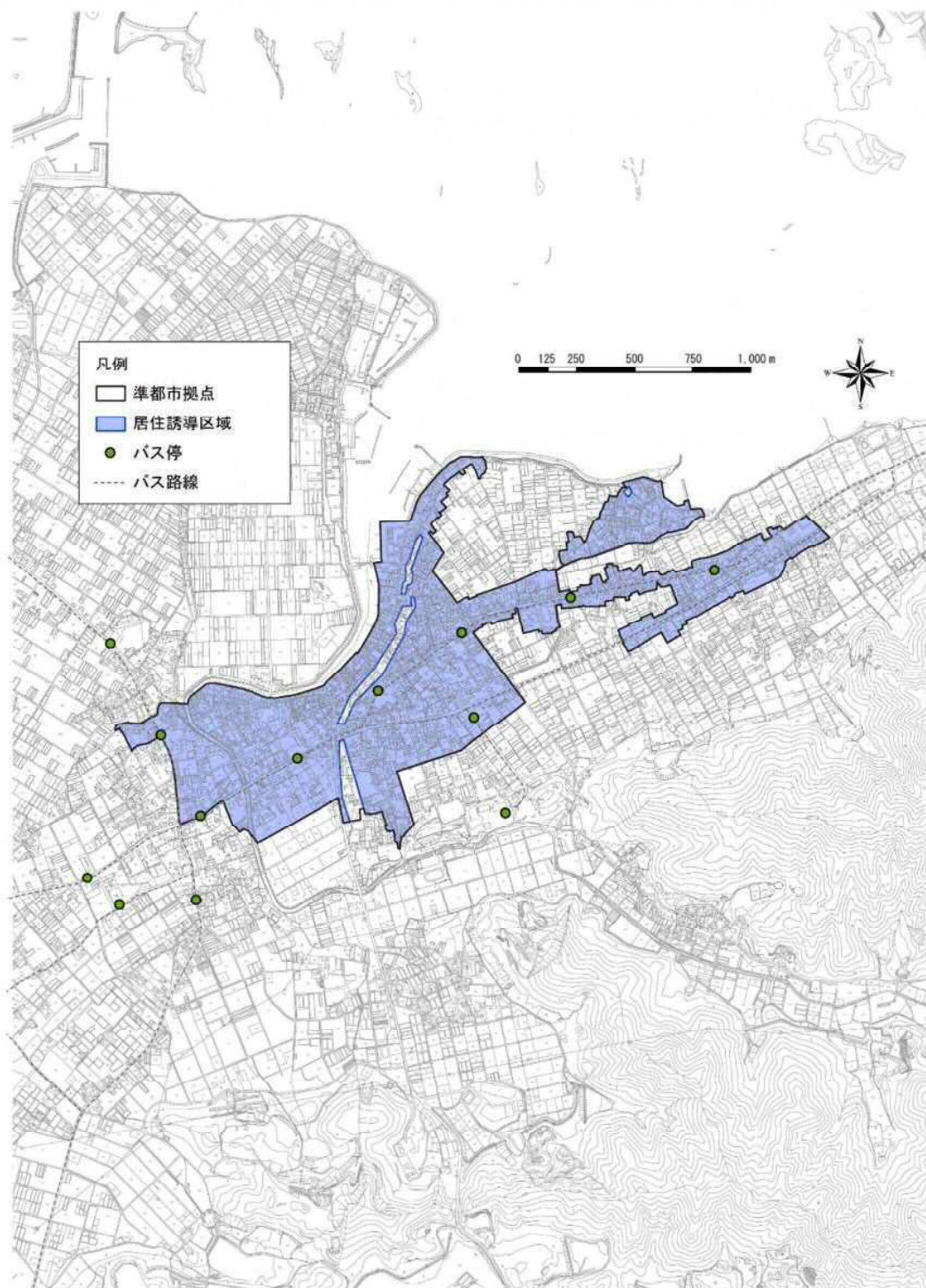
想定最大規模：発生頻度は低いが想定し得る最大規模の降雨

発生頻度：1,000年以上に1度程度 例：汐川24時間総雨量821mm



#### ④準都市拠点における居住誘導区域の範囲（対象区域）

準都市拠点（福江市街地）の居住誘導区域を以下のとおり設定します。



※地形地物（道路等）等にて整理

## 第4部 都市機能誘導区域

## 第4部 都市機能誘導区域

### 第1章 都市機能誘導区域の設定方針

#### 1 都市機能誘導区域とは（都市計画運用指針）

都市機能誘導区域とは、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

#### 2 都市機能誘導区域設定の考え方（都市計画運用指針）

##### 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

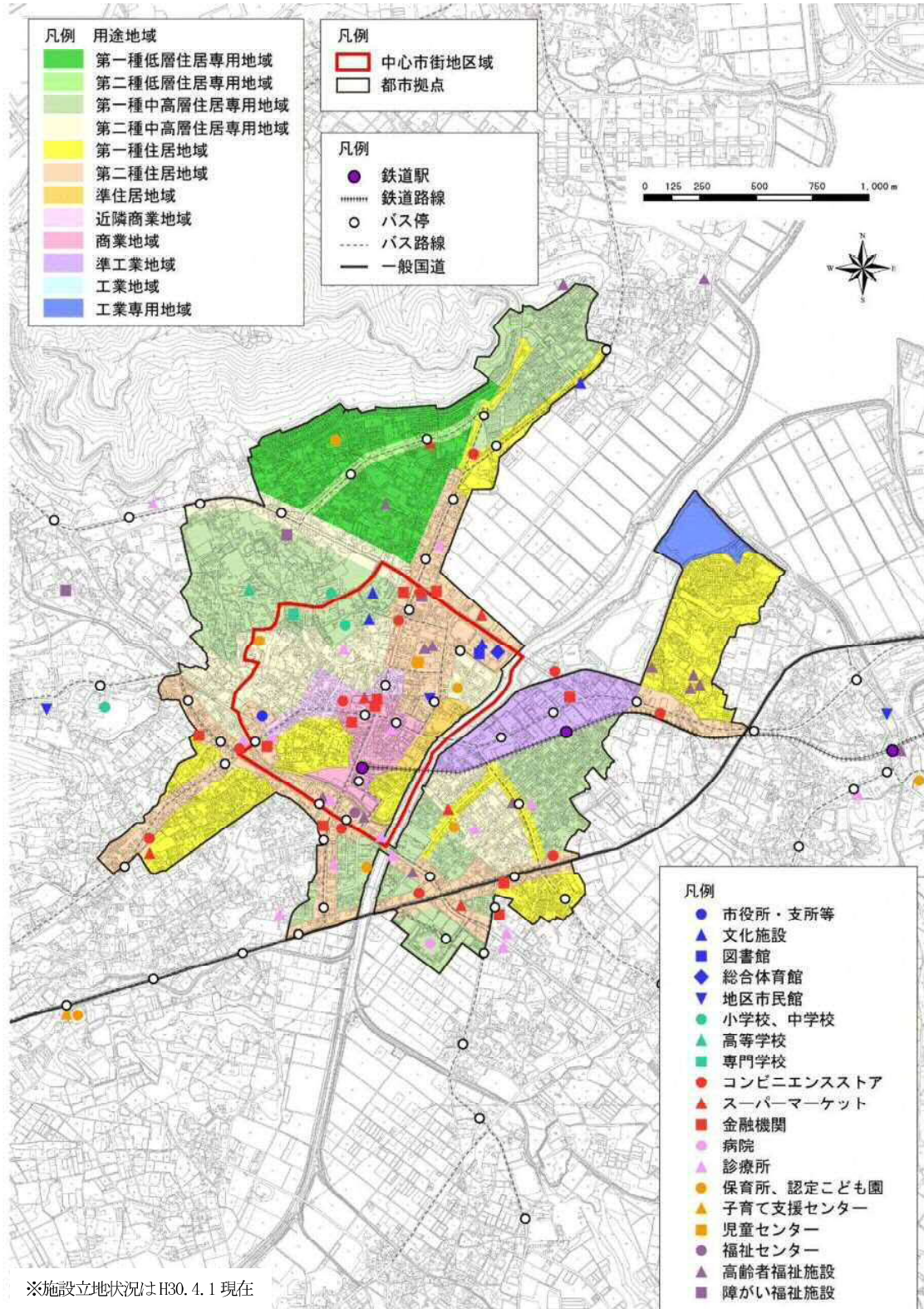
都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下のように示されています。

- ①鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ②周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ③都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

### 3 都市機能の立地状況

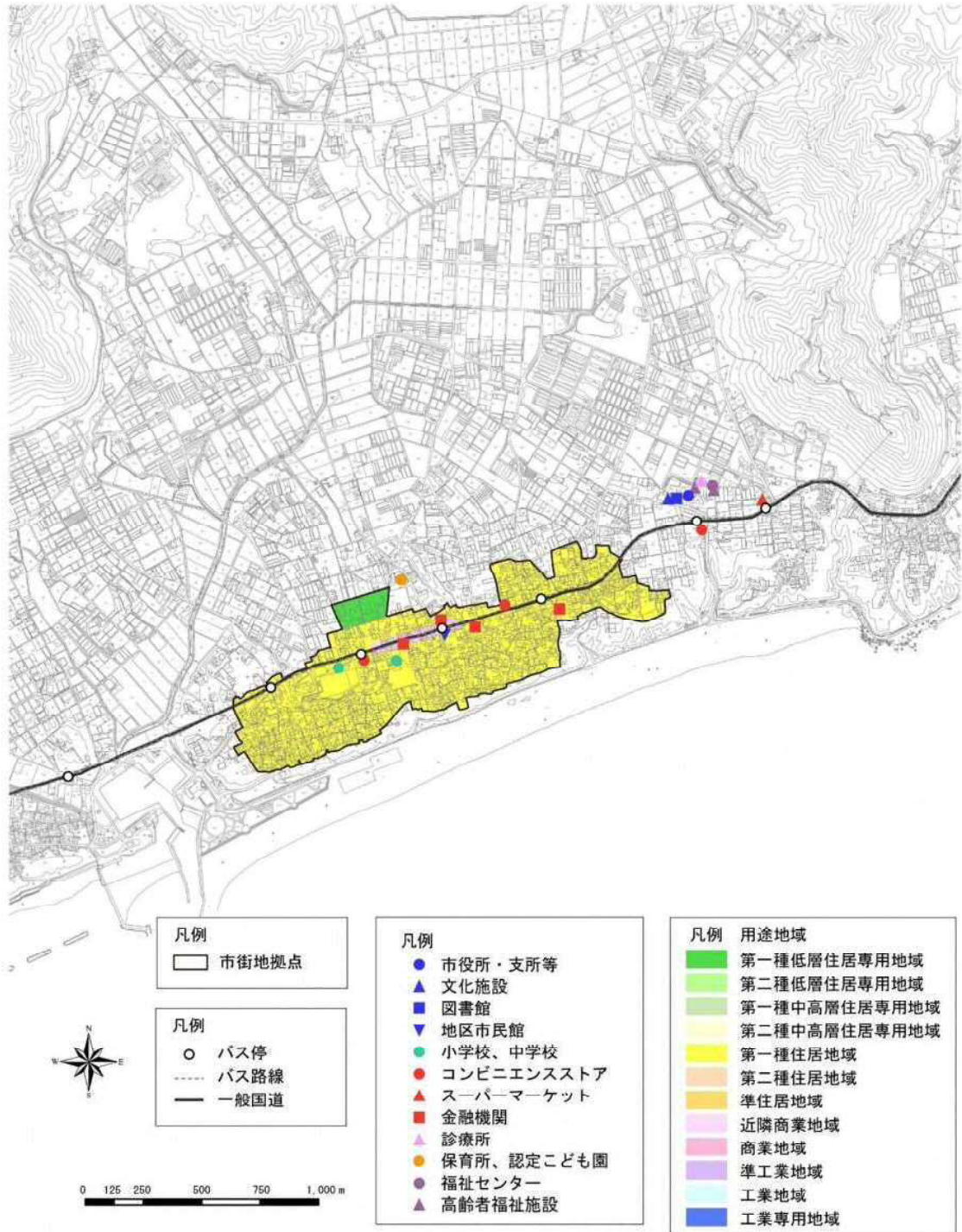
#### (1) 都市拠点（田原市街地）

中心市街地の区域内及び国道259号沿いの周辺に都市機能の立地が多く見られます。



(2) 市街地拠点 (赤羽根市街地)

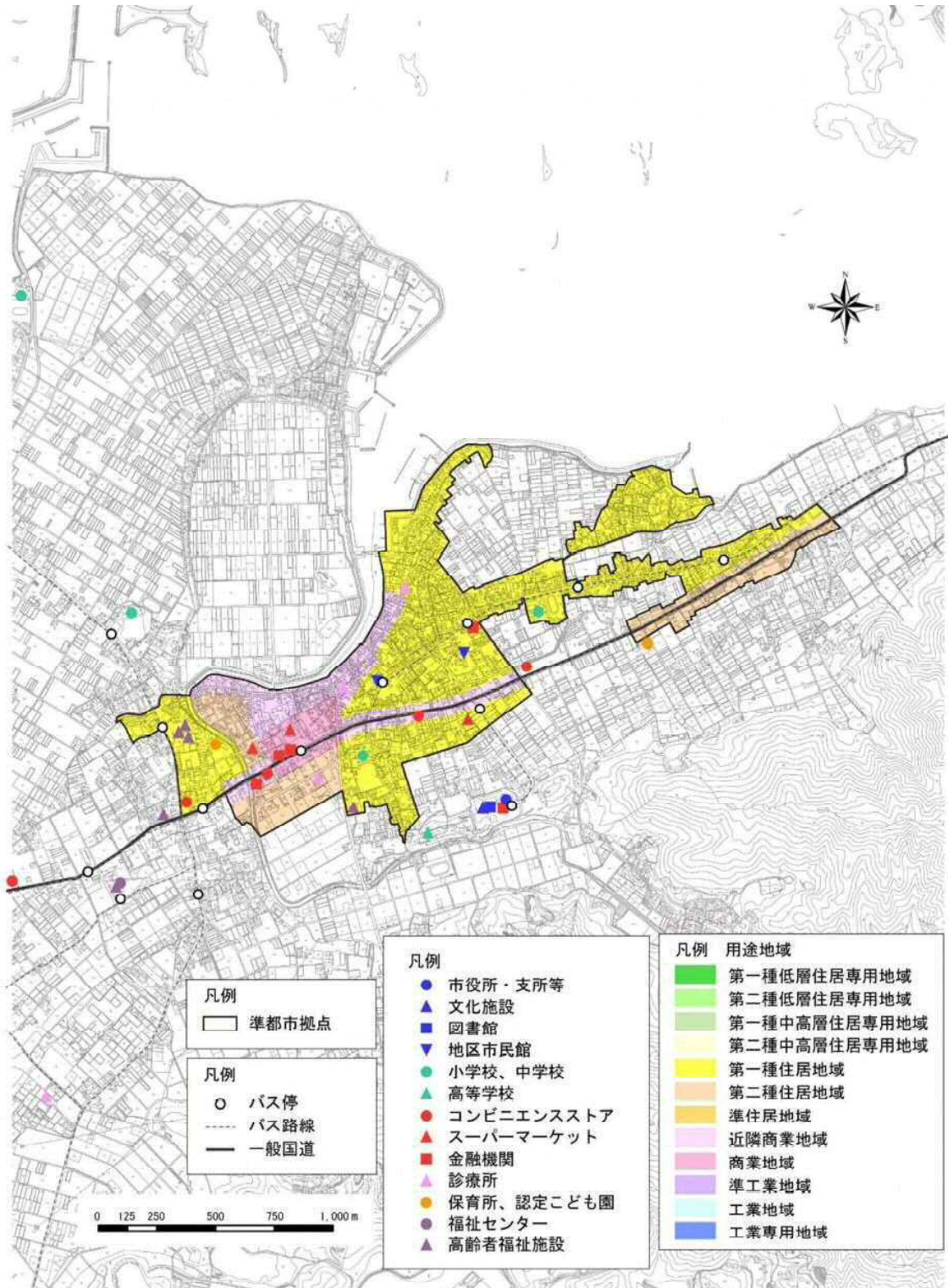
国道42号沿いにほとんどの都市機能が立地していますが、市民センター (行政施設) や文化会館等の公共施設は市街化調整区域に立地しています。



※施設立地状況はH30.4.1現在

(3) 準都市拠点 (福江市街地)

商業地域周辺及び国道259号沿いに都市機能の立地が多く見られますが、支所等公共施設は市街化調整区域に立地しています。



※施設立地状況はH30.4.1現在

## 4 田原市における都市機能誘導区域設定の考え方

「2 都市機能誘導区域設定の考え方」を踏まえながら、市内3つの拠点の特色を勘案し、それぞれの都市機能誘導区域設定の考え方を以下に示します。

### (1) 都市拠点（田原市街地）

#### ①都市機能誘導区域に含める区域

##### ア) 鉄道駅から半径1km圏域

鉄道については、改定版田原市都市計画マスタープランの「田原市の都市づくりの方向」の5つのうち1つに「鉄道駅周辺の土地利用」を示しており、都市間移動において片道1時間に4本で市内の公共交通の中で最も利便性の高い鉄道駅周辺への居住を促進していく方針としていることから、鉄道駅から半径1km圏域を居住誘導区域に設定したところですが、居住を促進するためには、日常生活サービス等に係る都市機能が身近に必要であることから、同区域を都市機能誘導区域に含める区域とします。

##### イ) 中心市街地の区域

平成28年4月に策定した田原市中心市街地活性化基本計画においては、『花・緑・歴史的景観など「田原らしさ」を感じられ、歩いて楽しい活気あるまち』を将来像として、中心市街地の核となる商業施設の整備や、まちなかへの回遊促進に取り組み、賑わいの創出を図るとともに、まちなか居住を推進していくこととしています。

よって、同計画で設定されている中心市街地の区域（約88ha）は、本計画の都市機能誘導区域で必要とされる機能と大いに類似していることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

##### ウ) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

まちなか賑わい機能エリアについては、「田原市の玄関口における集客・交流の拠点として、商業の活性化、賑わいの創出を図り、多くの市民・来訪者が集い、歩き、活気あふれるエリアにします。」、沿道賑わい機能エリアについては、「市民や近隣住民のための商業・サービス施設と住宅が調和しながら立地し、生活の賑わいが感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

#### ②都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）

##### 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

用途地域において、低層及び中高層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するための地域とされている住居専用地域（①のイ及びウの区域内を除く）については、都市機能誘導区域に含まない区域とします。

## (2) 市街地拠点（赤羽根市街地）

### ① 都市機能誘導区域に含める区域

改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

沿道賑わい機能エリアについては、「近隣住民や観光・スポーツエリア等への来訪者のための商業・サービス施設と住宅が調和した生活の賑わいが感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

### ② 都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

## (3) 準都市拠点（福江市街地）

### ① 都市機能誘導区域に含める区域

ア) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

まちなか賑わい機能エリア（2か所）については、「近隣住民や半島西部の居住者のための商業・サービス施設等を集積し、今後さらなる賑わいの創出を図るエリアとします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

まちなか賑わい機能エリア（西）は、従来から福江市街地の中心であり、1,000㎡以上のスーパーマーケットを含む複合施設や金融機関等が立地しており、エリア周辺には、飲食店、小売業、診療所などが立地しています。まちなか賑わい機能エリア（東）は、標高が高いため大規模地震における津波災害に対して安全であり、スーパーマーケットやホームセンター、ドラッグストアが20年ほど前から立地集積しており、渥美支所等にも近くポテンシャルの高い区域となっています。

この2核を中心に、周りの飲食店、小売業、診療所などを含めた区域に都市機能を誘導したいことから、交通の利便性を踏まえて、区域内のバス停から半径500m圏域を都市機能誘導区域に含める区域とします。

沿道賑わい機能エリアについては、「市民や近隣住民のための商業・サービス施設と住宅が調和しながら立地し、生活の賑わいが感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

### イ) 保美バス停から半径500m圏域

保美バス停は、伊良湖本線・支線及び田原市ぐるりんバス中山線の公共交通結節点であり、利便性が高いことから、バス停から半径500m圏域を都市機能誘導区域に含める区域とします。



**②都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）**

**ア）第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域**

該当なし

**イ）①都市機能誘導区域に含める区域の内、市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域**

旧国道の市道宮下沢線及びショッピング中心のまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域は、土地の区画が小さく居住が密集しており、道路幅も狭いことから、都市機能誘導区域に含まない区域とします。ただし、免々田川より西側の区域については、土地の区画が大きく、居住も密集していないことから、都市機能誘導区域から除外しないこととします。

### 都市機能誘導区域設定条件のまとめ

前提：居住誘導区域内に設定する。

#### ■都市拠点（田原市街地）

##### ①含める区域

- ア) 鉄道駅から半径1km圏域
- イ) 中心市街地の区域
- ウ) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

##### ②含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域  
(①イ及びウの区域内を除く)

#### ■市街地拠点（赤羽根市街地）

##### ①含める区域

改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

##### ②含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

#### ■準都市拠点（福江市街地）

##### ①含める区域

- ア) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域
- イ) 保美バス停から半径500m圏域

##### ②含まない区域（除外区域）

- ア) 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域 ⇒ 該当なし
- イ) 市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域  
※免々田川より西側の区域は対象外

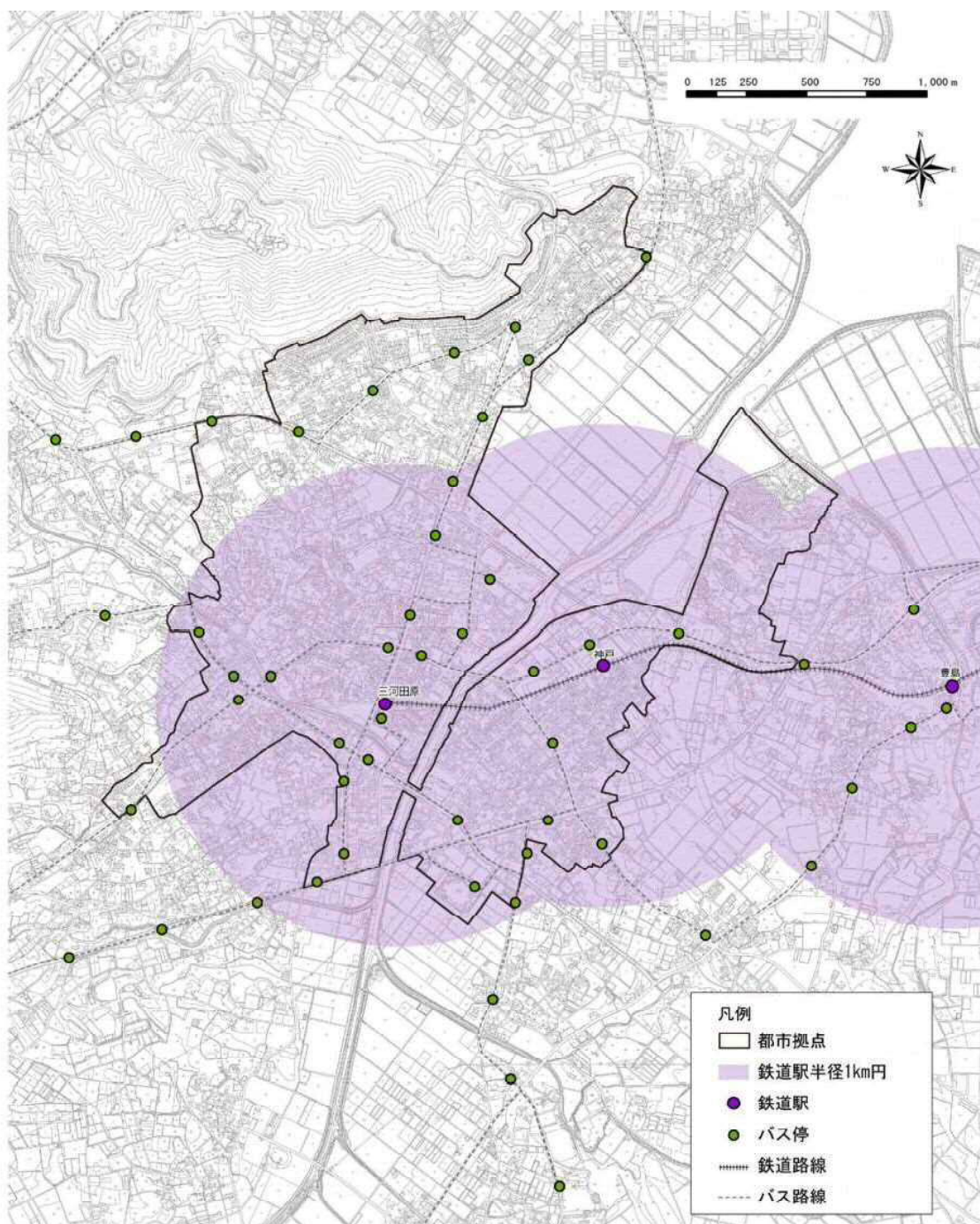
※区域については、最終的に地形地物（道路等）にて整理

## 第2章 都市機能誘導区域の設定

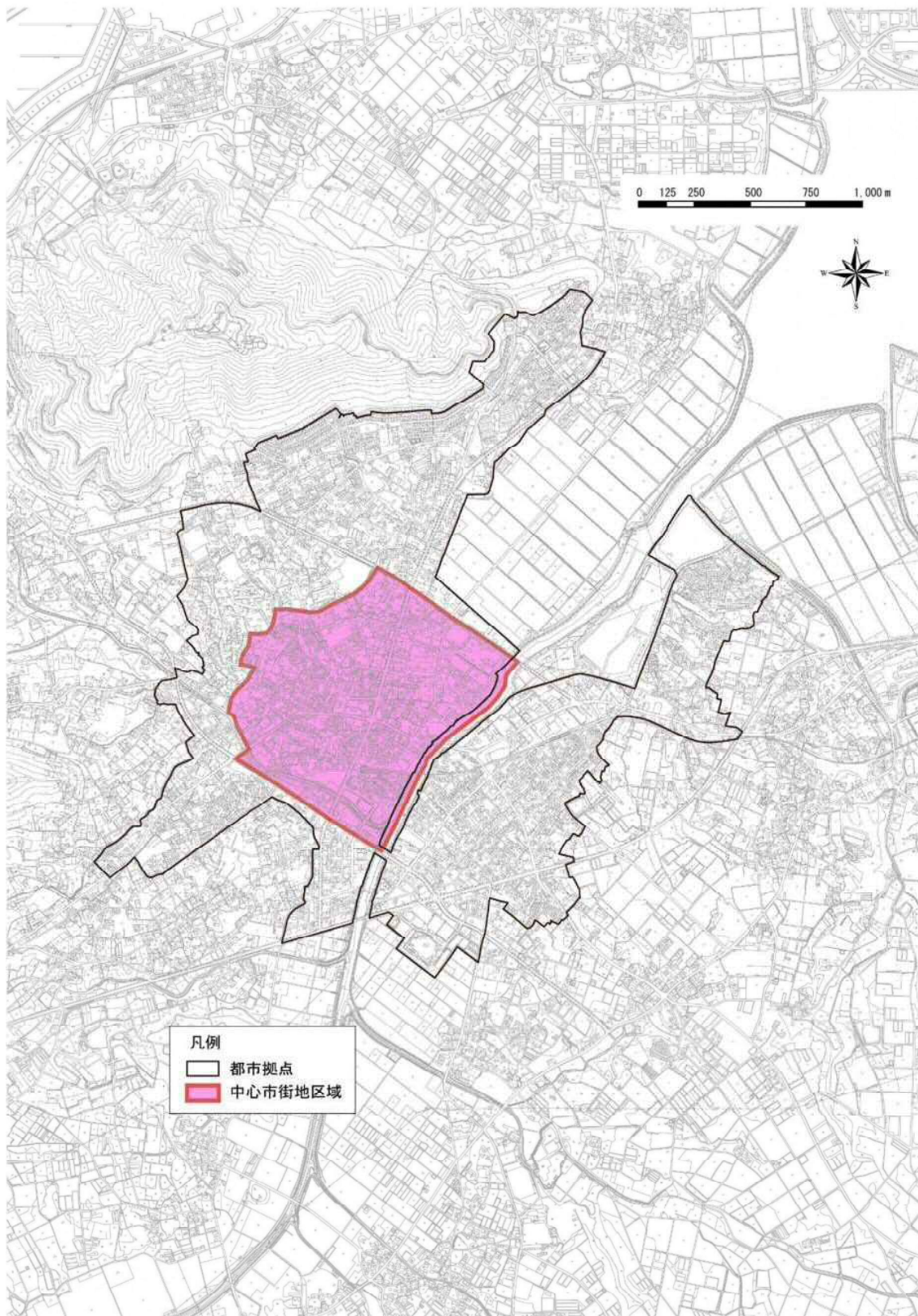
### 1 都市拠点（田原市街地）

#### ①都市機能誘導区域に含める区域

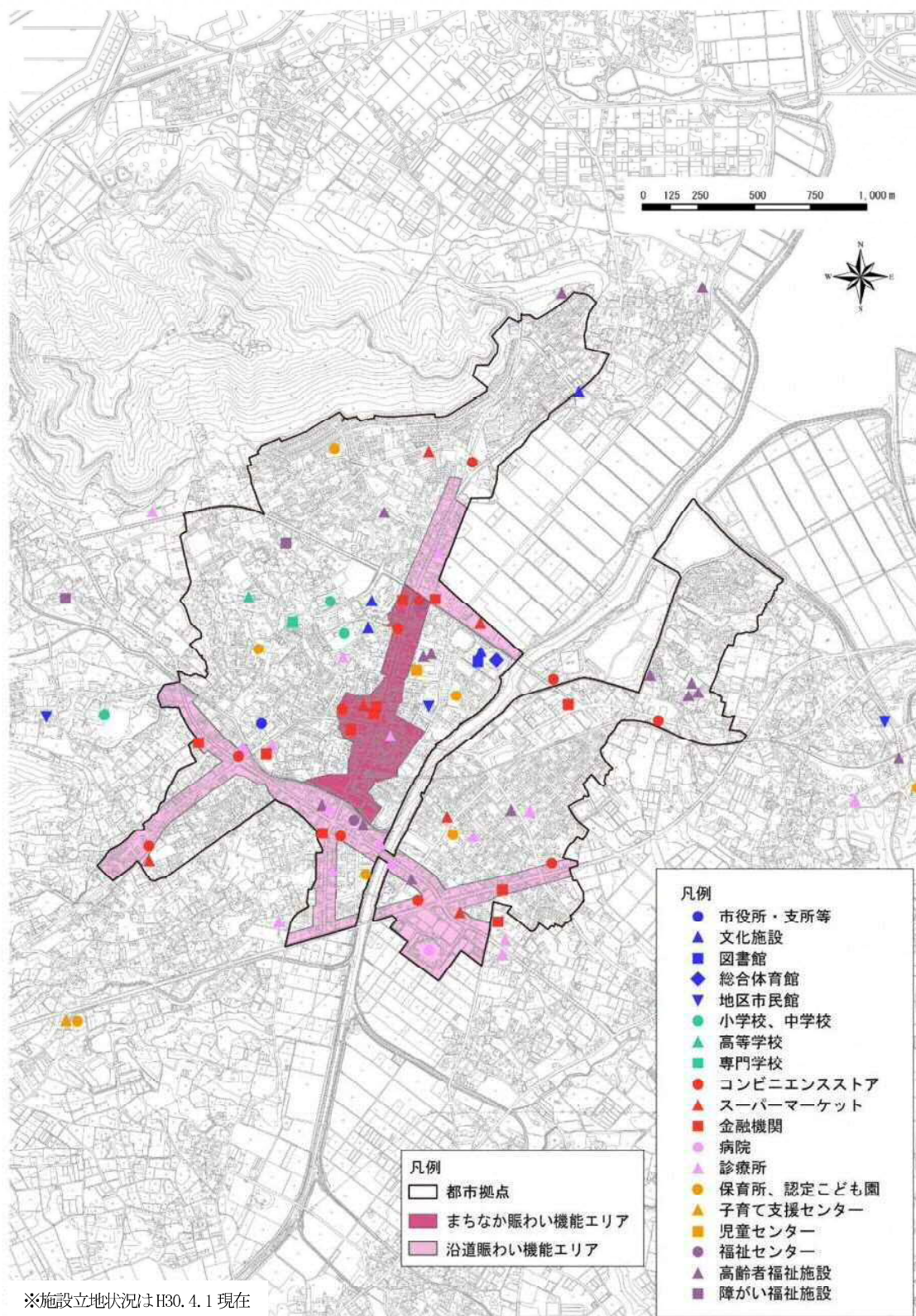
##### ア) 鉄道駅から半径1km圏域



イ) 中心市街地の区域



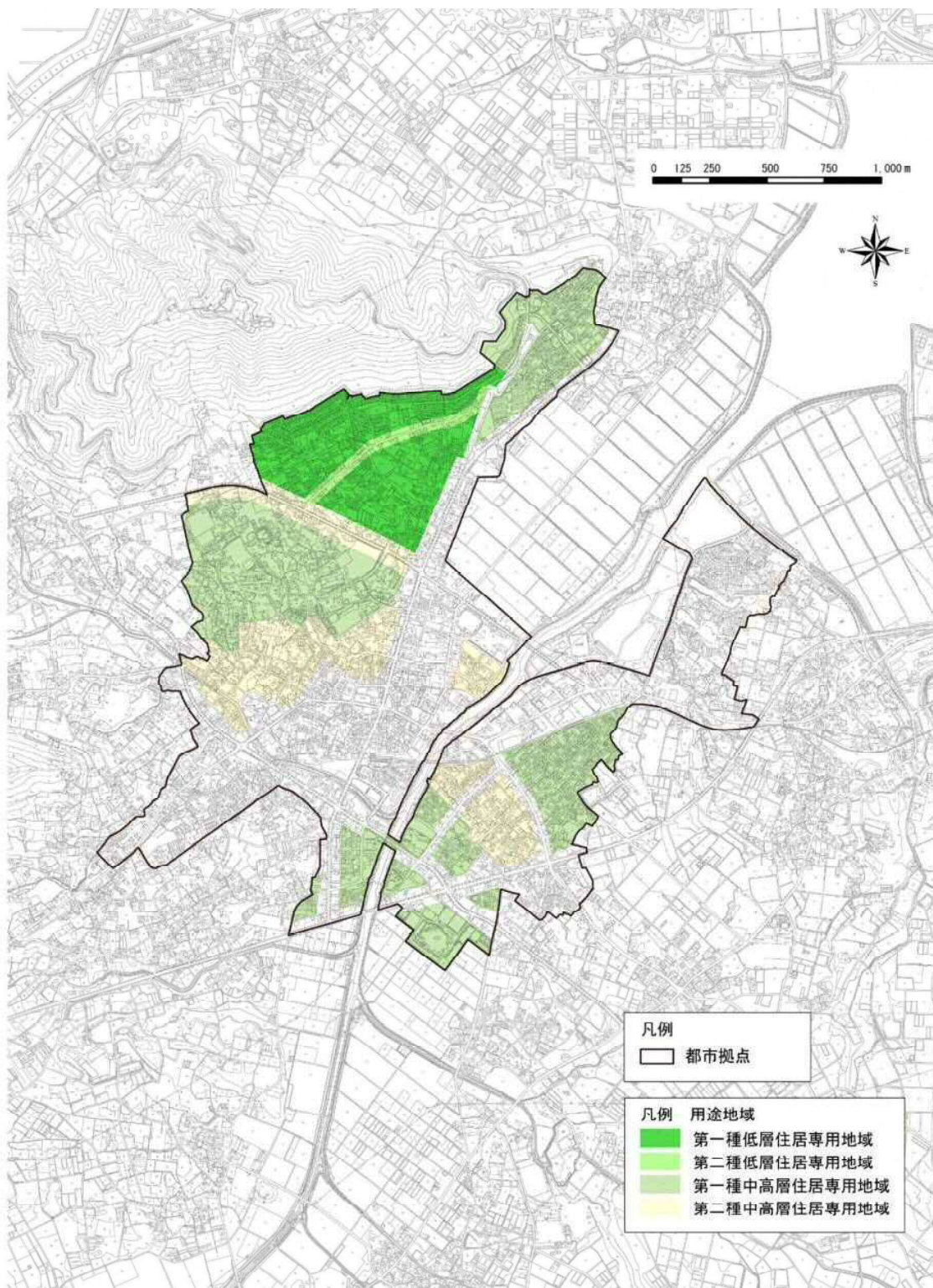
ウ) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域



## ②都市機能誘導区域に含まない区域

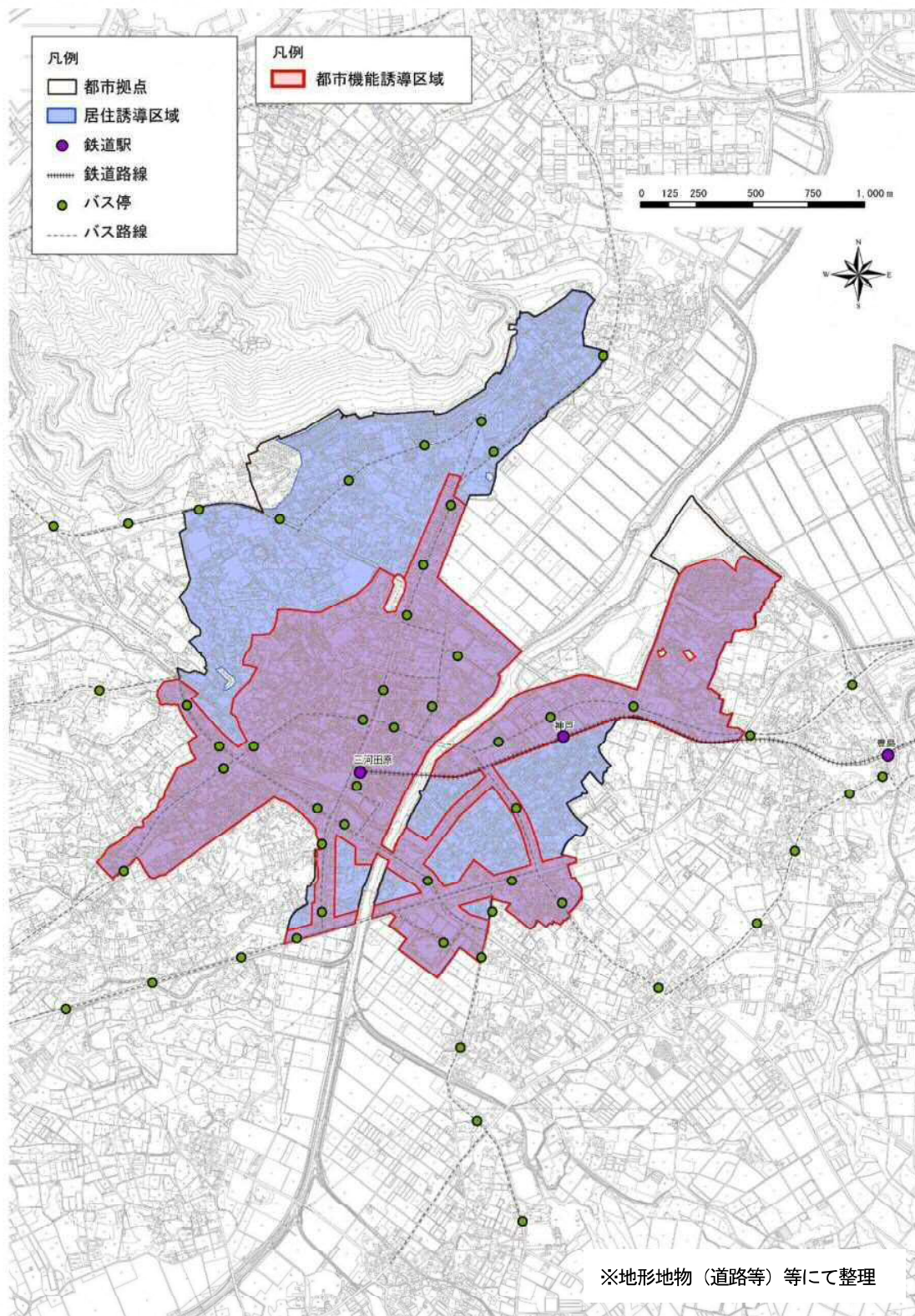
### 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

以下に示してある区域から、中心市街地の区域とまちなか賑わい機能エリア及び沿道賑わいエリアの区域を除くものとします。



### ③都市拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

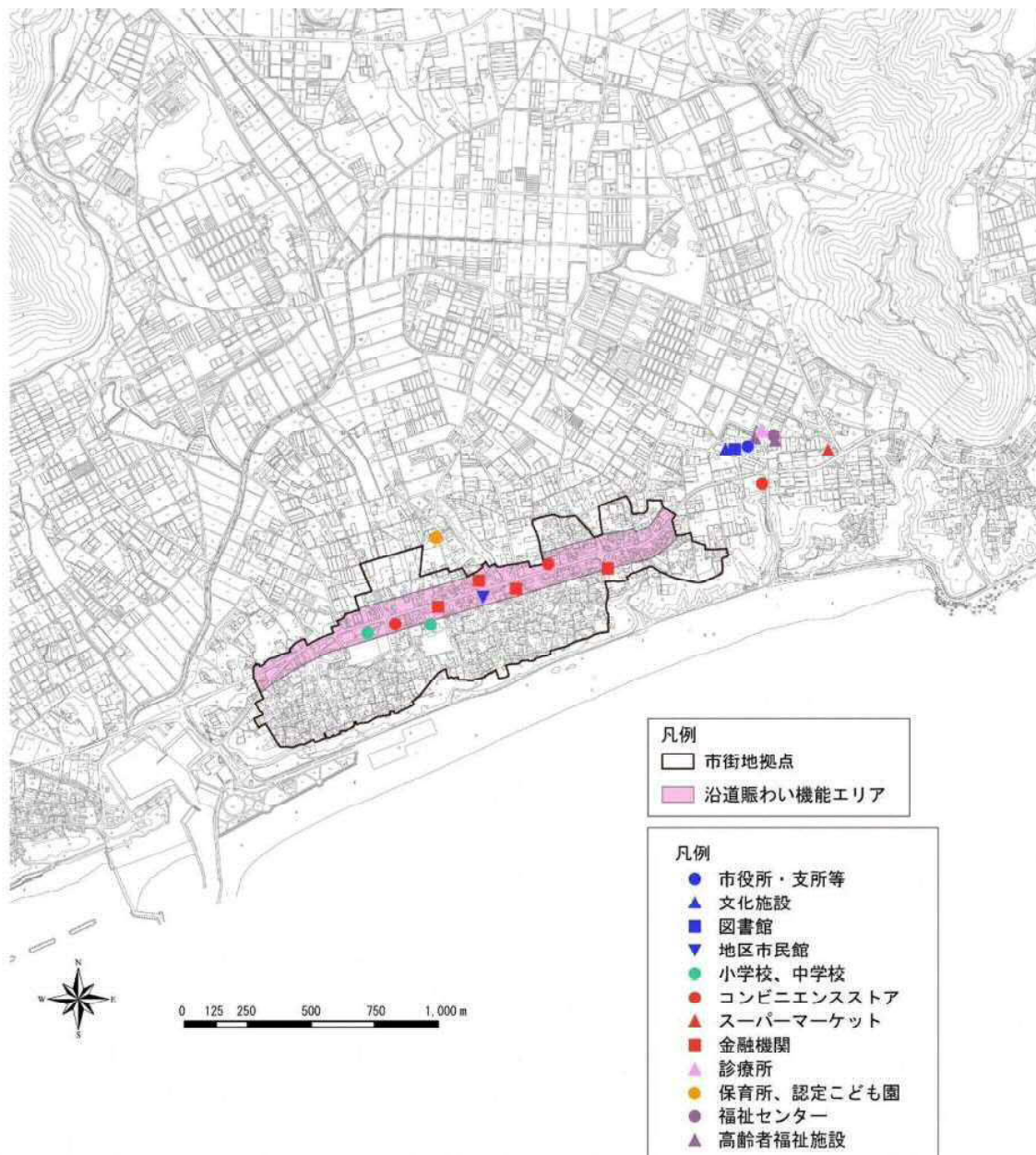
都市拠点（田原市街地）の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。



## 2 市街地拠点（赤羽根市街地）

### ①都市機能誘導区域に含める区域

改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域



※施設立地状況はH30.4.1現在



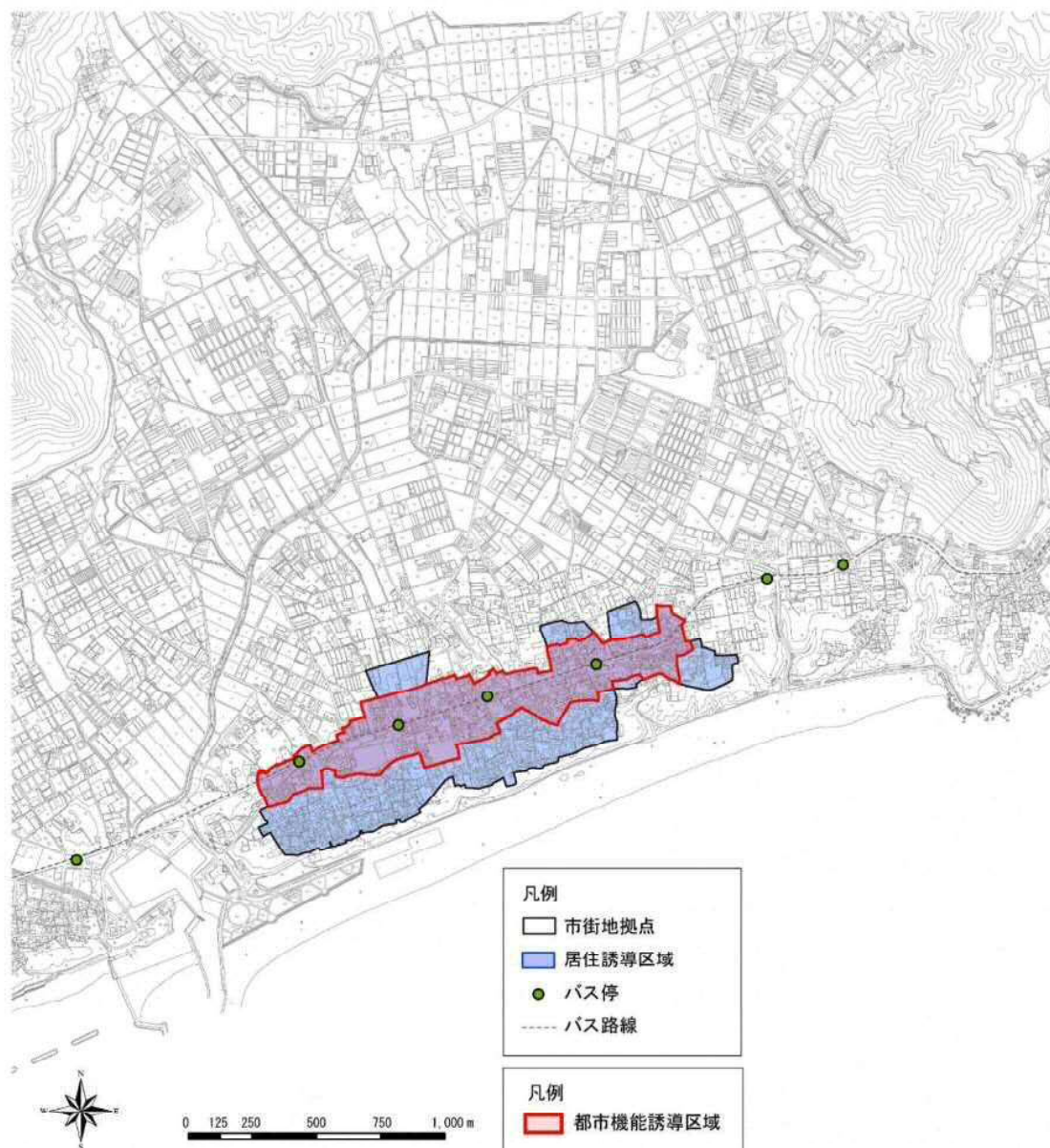
②都市機能誘導区域に含まない区域

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域



### ③市街地拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

市街地拠点（赤羽根市街地）の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

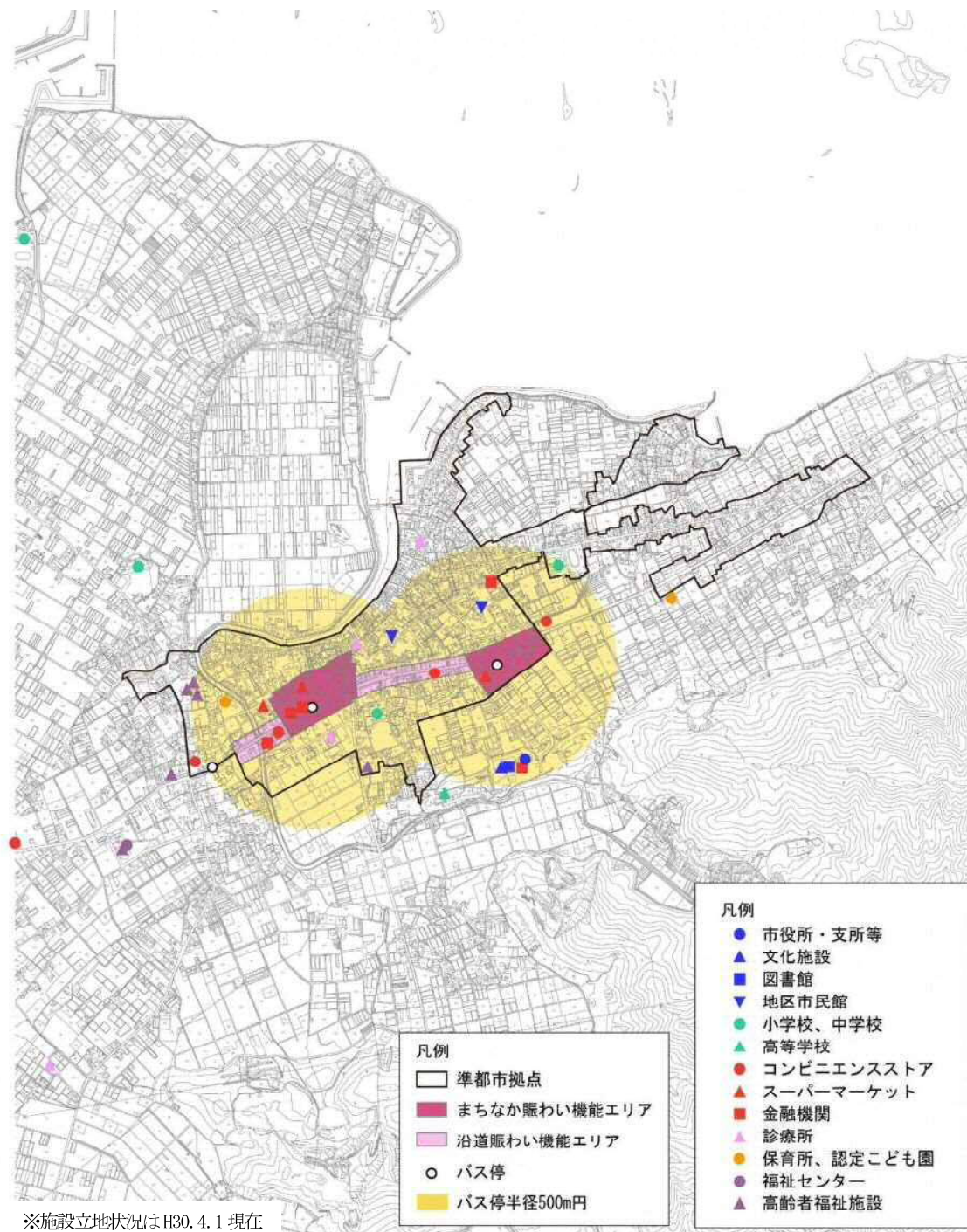


※地形地物（道路等）等にて整理

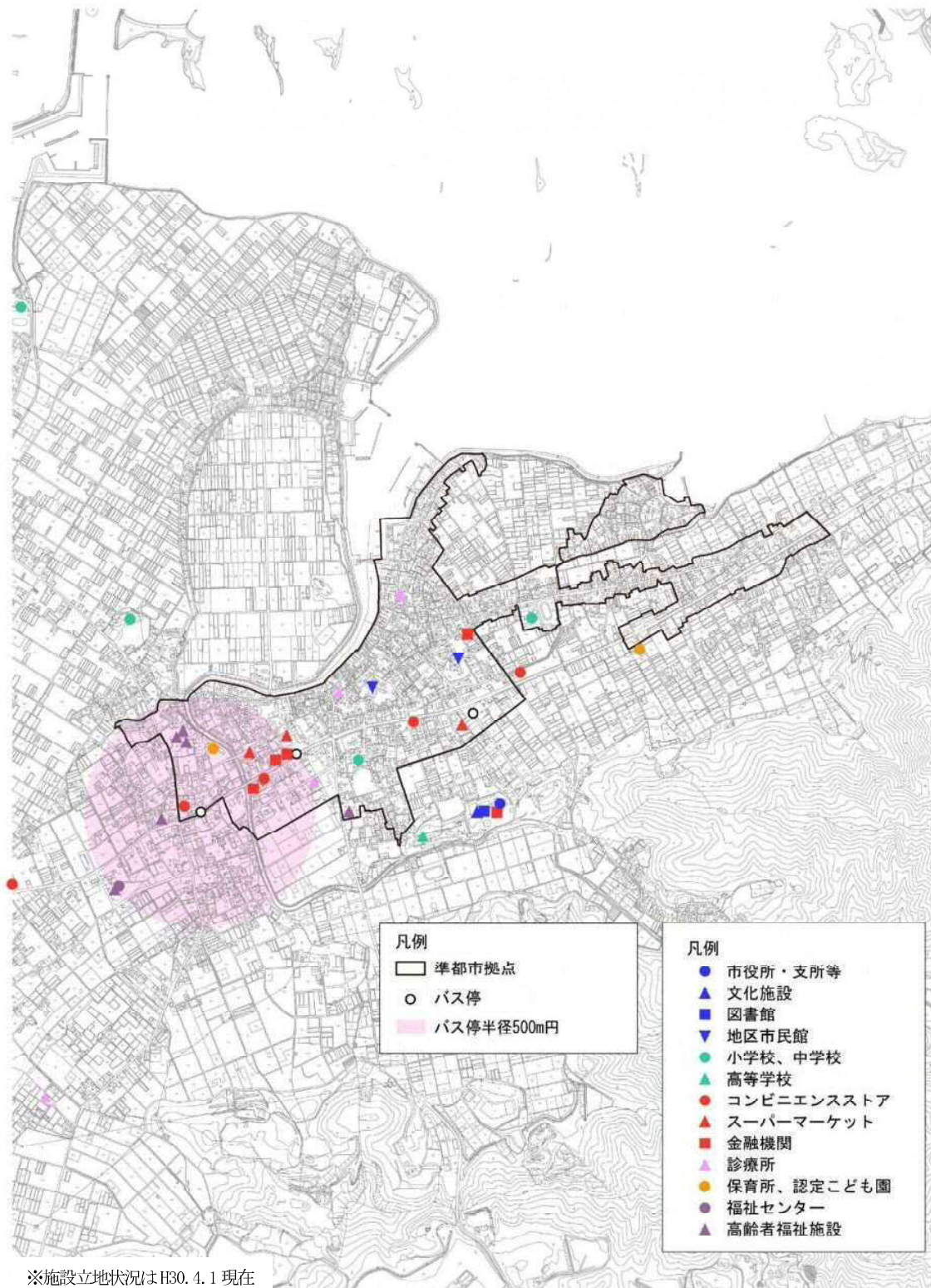
### 3 準都市拠点（福江市街地）

#### ①都市機能誘導区域に含める区域

ア) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域



イ) 保美バス停から半径500m圏域



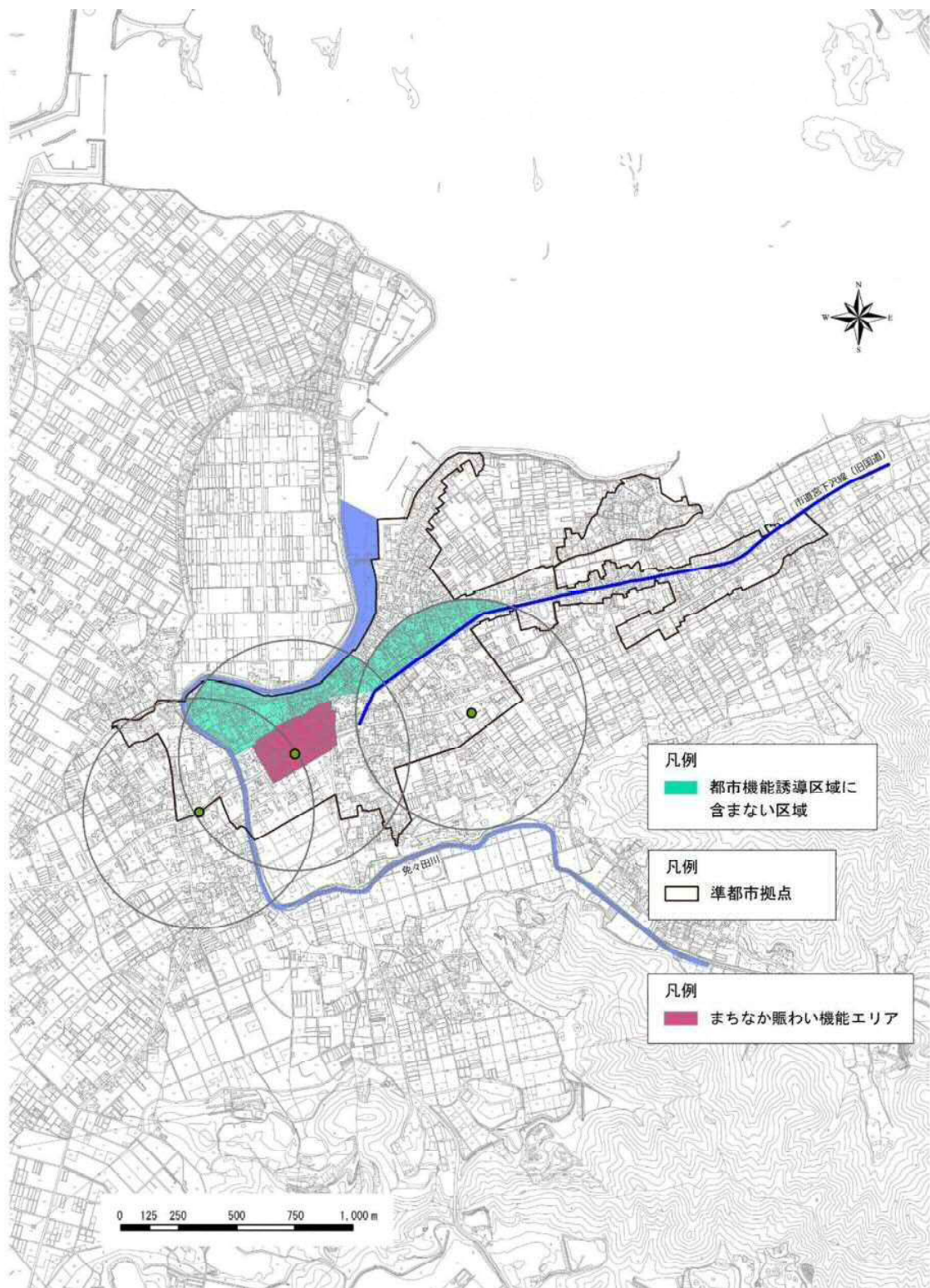
②都市機能誘導区域に含まない区域

ア) 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

該当なし

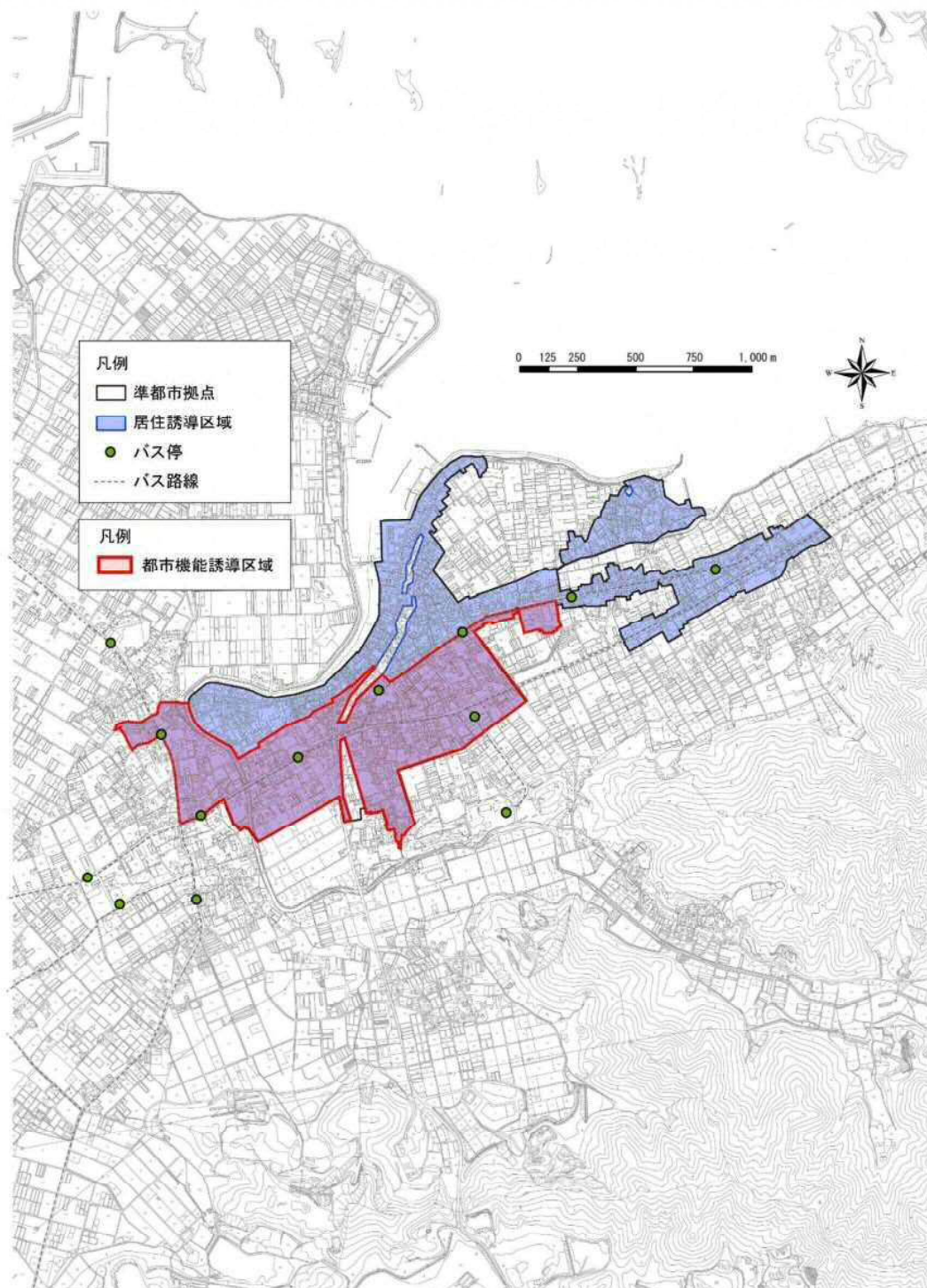


イ) ①都市機能誘導区域に含める区域の内、市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域 ※免々田川より西側の区域は対象外



### ③準都市拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。



※地形地物（道路等）等にて整理

## 第3章 誘導施設

### 1 誘導施設とは

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなりますが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられます。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。（都市計画運用指針）

以下に国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き」による各拠点への基本的な機能の例を示します。

※例の中の「中心拠点」は、本計画の「都市拠点」、「地域生活拠点」は、「市街地拠点」と「準都市拠点」を示します。

	中心拠点	地域生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中核的な行政機能</li> <li>□ 例: 本庁舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等</li> <li>□ 例: 支所、福祉事務所など各地域事務所</li> </ul>
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>□ 例: 総合福祉センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</li> <li>□ 例: 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等</li> </ul>
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>□ 例: 子育て総合支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもを持つ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</li> <li>□ 例: 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</li> <li>□ 例: 相当規模の商業集積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</li> <li>□ 例: 延床面積0㎡以上の食品スーパー</li> </ul>
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けられる機能</li> <li>□ 例: 病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的な診療を受けられる機能</li> <li>□ 例: 延床面積0㎡以上の診療所</li> </ul>
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能</li> <li>□ 例: 銀行、信用金庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能</li> <li>□ 例: 郵便局</li> </ul>
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民全体を対象とした教育サービスの拠点となる機能</li> <li>□ 例: 文化ホール、中央図書館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能</li> <li>□ 例: 図書館支所、社会教育センター</li> </ul>

出典：立地適正化計画作成の手引き 国土交通省都市局都市計画課 令和5年11月改訂



## 2 田原市における誘導施設設定の考え方

### (1) 基本的な考え方

第1章で示した都市機能誘導区域に現在立地する都市機能の維持を図ることを前提とし、上位計画である改定版田原市都市計画マスタープランでの各市街地の位置付けに配慮しながら、各都市機能誘導区域に必要な都市機能を設定します。

### (2) 各拠点における誘導施設設定の考え方

P94(2)都市機能の誘導方針を踏まえて、本計画の都市機能誘導区域に必要な誘導施設を設定します。

#### 都市機能の誘導方針 ※再掲

##### ■都市拠点（田原市街地）※立地適正化計画作成の手引きにおける中心拠点

田原市の中心をなす拠点であることから、行政・商業・業務・医療・教育・交通などの高次な都市機能の維持・集積を図ります。

##### ■市街地拠点（赤羽根市街地）※立地適正化計画作成の手引きにおける地域

主に日常生活サービス施設の維持・集積を図ります。

高次なものについては、距離も近い田原市街地での利用を想定。

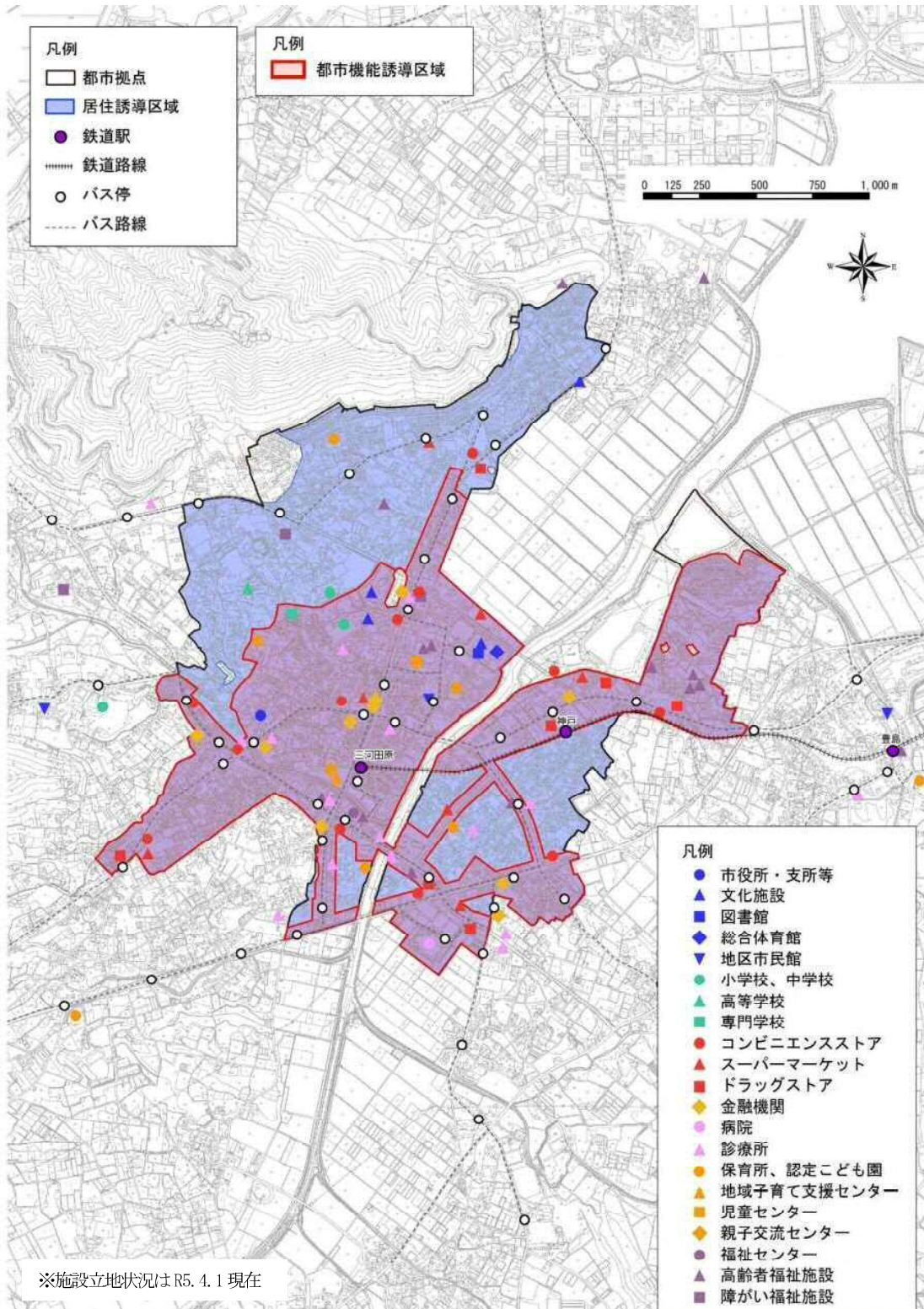
##### ■準都市（福江市街地）※立地適正化計画作成の手引きにおける地域拠点

都市拠点から距離があり、半島西部の集落の生活の拠点となっていることから、生活を支える都市機能サービスの維持・集積を図ります。

### 3 各拠点の都市機能誘導区域における都市機能の立地状況

各拠点における都市機能の立地状況や必要性を整理し、誘導施設の設定について検討します。

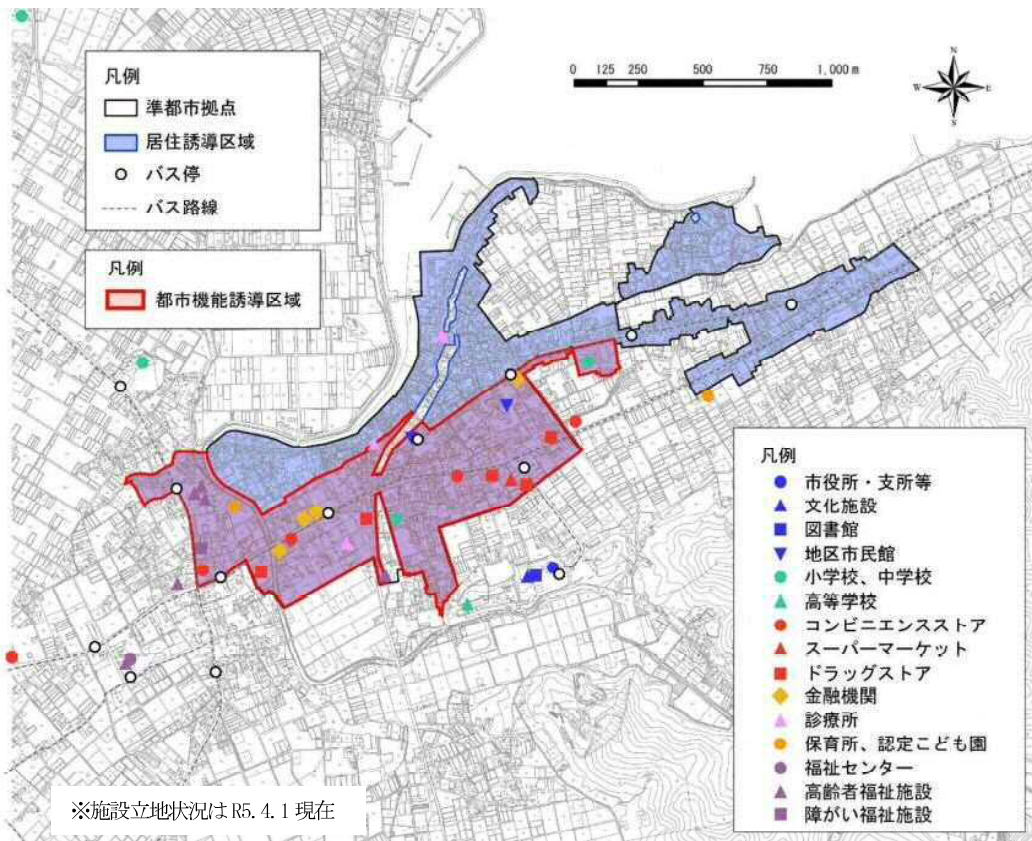
#### ■都市拠点（田原市街地）



■市街地拠点（赤羽根拠点）



■準都市拠点（福江市街地）



■都市機能誘導区域における都市機能の立地状況一覧表（R5.4.1 現在）

都市機能誘導区域の所在		都市拠点 (田原市街地)	市街地拠点 (赤羽根市街地)	準都市拠点 (福江市街地)
田原市における各拠点が果たす役割		高次の機能充実	地域生活を支える 機能の確保	半島西部の生活を 支える機能の充実
大分類	小分類			
①行政施設	市役所・支所等	・田原市役所		
	文化会館、博物館等、 図書館、総合体育館	・田原文化会館 ・田原市博物館 ・田原市民俗資料館 ・田原市中央図書館 ・田原市総合体育館		
	地区市民館	・田原中部市民館	・赤羽根市民館	・福江市民館 ・清田市民館
②教育施設	小学校、中学校	・田原中部小学校	・赤羽根小学校 ・赤羽根中学校	・福江小学校 ・清田小学校
	高等学校			
	専門学校、大学	・田原福祉グローバル専門 学校		
③商業施設	コンビニエンスストア	・10店舗(9店舗)	・2店舗(2店舗)	・3店舗(3店舗)
	スーパーマーケット	・4店舗(1,000㎡以上) (3店舗(1,000㎡以上)) ・2店舗(1,000㎡未満) (2店舗(1,000㎡未満))		・0店舗(1,000㎡以上) (1店舗(1,000㎡以上)) ・1店舗(1,000㎡未満) (2店舗(1,000㎡未満))
	ドラッグストア ※	・6店舗(4店舗)	・2店舗(1店舗)	・5店舗(1店舗)
	金融機関	・9店舗(10店舗)	・4店舗(4店舗)	・4店舗(4店舗)
④医療施設	病院(20床以上)	・渥美病院		
	診療所(19床以下)	・10施設(10施設)		・2施設(2施設)
⑤子育て支援施設	保育所	・漆田保育園		
	認定こども園	・第一保育園 ・中部保育園		・福江保育園
	地域子育て支援センター	・親子交流館内		
	児童センター	・田原児童センター		
	親子交流施設 ※	・親子交流館		
⑥福祉施設	福祉センター	・田原福祉センター		
	地域包括支援センター	・2施設(2施設)		・1施設(1施設)
	高齢者福祉施設 (通所介護)	・6施設(6施設)		・2施設(2施設)
	高齢者福祉施設 (認知症対応型共同生活介護)	・2施設(2施設)		・1施設(1施設)
	障がい福祉施設 (障がい共同生活援助)	・1施設(1施設)		・1施設(0施設)

出典：田原市街づくり推進課

※「ドラッグストア(食料品を扱う店舗)」及び「親子交流施設」は計画改定(R6.3)で新たに追加した施設

( )内は平成30年4月1日時点の数値を記載

## 4 誘導施設の設定

### (1) 誘導施設の設定方針

各拠点の都市機能誘導区域における都市機能の立地状況や必要性を整理し、誘導施設の設定について検討します。

#### ①行政施設

- ・行政施設は、基本的に利便性の高い都市機能誘導区域に配置することとします。
- ・赤羽根地域の市民センター及び図書館と、渥美地域の支所及び図書館は、市街化調整区域に配置されていることから、基本的に施設の複合化等を踏まえながら都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・渥美運動公園は、体育館、弓道場、テニスコート、野球場、多目的グラウンドと一体的に市街化調整区域に配置されていますが、広大な土地が必要なこと、日常生活に必ずしも必要である施設でないことから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・地区市民館は、市街化調整区域を含めた概ね各小学校区に必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

#### ②教育施設

- ・小中学校は、市街化調整区域を含めた各校区に必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・高等学校は、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととしますが**、通学に便利な市街化区域や路線バスが運行している地域への立地が望ましいと考えます。
- ・専門学校や現在市内に立地のない大学は、基本的に交通等の利便性の高い都市拠点（田原市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・市民プールは、田原市西部地域の小中学校プールの集約化に合わせて活用を予定していることから、準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**

#### ③商業施設

- ・コンビニエンスストアは、集落地にも必要な日常サービス施設であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・スーパーマーケット（食料品・衣料品）は、市街地拠点（赤羽根市街地）に立地しておらず、必要な日常サービス施設であることから、都市機能誘導区域に**誘導していくこととしますが**、既存の集落にある小規模のスーパーマーケットについても継続立地を望むことから、**面積が500㎡以上のものを対象とします。**
- ・ドラッグストア（食料品を扱う店舗）は、各拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・その他、規模の比較的大きな商業施設（500㎡以上）については、各拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・金融機関は、それぞれの拠点で充足していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

#### ④医療施設

- ・病院（20床以上）は、都市拠点（田原市街地）の都市機能誘導区域の渥美病院（二次医療）だけの立地となっていることから、渥美病院から距離のある準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・診療所（19床以下）は、市街地拠点（赤羽根市街地）に立地していないこと、準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域には、特に眼科や小児科の診療所が不足していることから、それぞれ誘導が求められていますが、集落地にもかかりつけ医は必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

#### ⑤子育て支援施設

- ・保育所及び認定こども園は、概ね小学校区単位に配置されていることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・地域子育て支援センターは、都市拠点（田原市街地）に1か所立地していますが、赤羽根地域は市街化区域（都市機能誘導区域外）に1か所、渥美地域は市街化調整区域に1か所立地していることから、施設の複合化等を踏まえながら、それぞれの拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・児童センターは、都市拠点（田原市街地）のみに配置すべき施設とします。
- ・親子交流施設は、都市拠点（田原市街地）に1か所立地していますが、新たに都市拠点から距離のある準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**

#### ⑥福祉施設

- ・渥美福祉センター（あつみライフランド）は、市街化調整区域に配置されていることから、施設の複合化等を踏まえながら、準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・赤羽根地域の地域包括支援センター（赤羽根福祉センター内）は、市街化調整区域に配置されていることから、施設の複合化等を踏まえながら、市街地根拠点（赤羽根市街地）の都市機能誘導区域への誘導が求められていますが、本市では、中学校区を基本として、市内の4つの生活圏域に分けてサービス及び支援をしていく方針としており、市街化調整区域にも立地していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・デイサービスセンター（通所介護）は、市内各所に立地していること、通所に際して通常送迎であること、及び現状充足していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、田原地域に4か所、赤羽根地域に1か所、渥美地域に2か所立地していますが、通所施設でなく入所施設であり、それほど移動の利便性に配慮する必要がないことから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・グループホーム（障がい者共同生活援助）は、都市拠点（田原市街地）に2か所3施設とその周辺に1か所2施設及び準都市拠点（福江市街地）に1か所1施設と少なく、赤羽根地域には立地がないことから、全ての地域への誘導が求められていますが、通所施設でなく入所施設であり、それほど移動の利便性に配慮する必要がないことや、グループホーム設置事業者の必要な支援体制の状況によることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

## 第4部

### ⑦その他

- ・公営住宅施設等を更新する際は、都市機能の維持、買物等の日常生活や公共交通等の利便性を踏まえ、**居住誘導区域への誘導を検討することとします。**

### (2) 本計画において設定する誘導施設

誘導施設の設定方針を踏まえ、「誘導(赤字)」「維持(黒字)」「維持・充実(青字)」を目的とした下表に示すすべての施設を、本計画において設定する誘導施設とします。

- ◆誘導(赤字)：新たに誘導を図るべき施設
- ◆維持(黒字)：現在立地する施設で、将来の機能更新等に備えて維持の必要性のある施設
- ◆維持・充実(青字)：現在立地している施設の維持に加え、更に充実(誘導)すべき施設

誘導施設	都市拠点 (田原市街地)	市街地拠点 (赤羽根市街地)	準都市拠点 (福江市街地)
①行政施設	・市役所	・市民センター	・支所
	・文化会館 ・博物館 ・民俗資料館 ・図書館 ・総合体育館	・図書館(分館)	・図書館(分館)
②教育施設	・専門学校 ・大学	—	・市民プール
③商業施設	・スーパーマーケット 500㎡以上 ・ドラッグストア※ ・商業施設 500㎡以上	・スーパーマーケット 500㎡以上 ・ドラッグストア※ ・商業施設 500㎡以上	・スーパーマーケット 500㎡以上 ・ドラッグストア※ ・商業施設 500㎡以上
④医療施設	・病院(20床以上)	—	・病院(20床以上)
⑤子育て支援施設	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター
	・児童センター ・親子交流施設	—	・親子交流施設
⑥福祉施設	・福祉センター	—	・福祉センター

※食料品を扱う店舗

## 第5部 公共交通ネットワーク



## 第5部 公共交通ネットワーク

### 1 立地適正化計画における公共交通ネットワークの役割

本市が推進する『多極ネットワーク型のコンパクトシティ』を実現するためには、集落から拠点（市街地）への移動手段、拠点内における都市機能への移動手段としての公共交通ネットワークの維持・充実が、極めて重要です。

### 2 公共交通ネットワークの検討方針

本市の公共交通ネットワークについては、「第3次田原市地域公共交通戦略計画（地域公共交通計画）」に基づき、交通事業者や市民代表等で構成されている「田原市地域公共交通会議」を中心に検討します。

### 3 公共交通ネットワークの確保方針

公共交通軸の渥美線（鉄道交通軸）、豊鉄バス（伊良湖本線・支線）は、交通事業者等との連携により、利便性向上や利用促進に努めることにより、運行の維持・サービス水準の充実を図ります。

集落から拠点（市街地）への移動、市街地内での移動に際しては、主に集落と市街地を結んでいるコミュニティバス（田原市ぐるりんバス）の維持・充実はもちろんですが、それらを補完するタクシーや福祉有償運送等においても、事業者と連携・役割分担をしながら、維持・充実を図ります。

公共交通網形成概念図



出典：第3次田原市地域公共交通戦略計画

## 4 第3次田原市地域公共交通戦略計画における重点施策

計画期間：令和6年度～令和15年（2033年）度

### ① 現状の公共交通ネットワーク機能の確保・維持・改善の実施及び今後の人口減少を見据えた運行形態の調査の実施

- ア. 路線バスの買い物等の利便性の高い目的地への延伸の検討（伊良湖支線 保美から古田）
- イ. 路線バスの維持が困難になった場合を想定した新しい交通モード等の検討
- ウ. ぐるりんバスにおける利用者ニーズに合わせたバス停設置
- エ. ぐるりんバスにおけるデマンド運行等の新たな運行システム導入調査の実施

### ② 伊良湖支線の維持等に向けての取組

- ア. 路線バスの買い物等の利便性の高い目的地への延伸の検討（伊良湖支線 保美から古田）【再掲】
- イ. 路線バスの維持が困難になった場合を想定した新しい交通モード等の検討【再掲】
- ウ. 路線バス定期保有者のコミュニティバス乗り継ぎ割引の検討
- エ. 路線バスへのサイクルラック導入
- オ. 高校生の通学定期補助の利用実態の分析等の実施
- カ. 伊良湖支線の存続等のため、地域住民等と意見交換の実施

### ③ 広域的な幹線路線と市内の幹線路線・地域内路線との乗継機能を強化

- ア. 路線バス定期保有者のコミュニティバス乗り継ぎ割引の検討【再掲】
- イ. ぐるりんバスのダイヤ改正の実施
- ウ. 交通モードを超えた乗継時間等の調整

### ④ 公共交通と自転車が連携した移動手段の充実

- ア. サイクリストの公共交通機関への乗車誘導の実施
- イ. 路線バスへのサイクルラック導入【再掲】

### ⑤ 外国人住民等に対する公共交通利用促進の充実

- ア. ヒアリング等を通じた利用意向調査や利用促進施策の実施
- イ. 標識や冊子等のやさしい日本語・多言語化の実施

### ⑥ 高齢者や高校生に対する公共交通利用促進の充実

- ア. 高齢者等への新たな利用促進策や支援策の実施
- イ. 高齢者等のぐるりんバスの運賃改定の検討
- ウ. 高齢者に対して、バスの乗り方教室等の実施
- エ. 高校生の通学定期補助の利用実態の分析等の実施【再掲】

**⑦ 田原地域の夜間帯や赤羽根・渥美地域におけるタクシー等の輸送量不足の解消**

ア. 地域の助け合いによる乗合タクシーやサブスクリプションサービスやデマンド交通等の導入調査の実施

**⑧ コミュニティ協議会・行政・運行事業者の連携による公共交通利用促進の強化**

ア. 伊良湖支線の存続等のため、地域住民等と意見交換の実施【再掲】

**⑨ 観光資源を活用した公共交通利用促進の充実**

- ア. 観光資源と公共交通を連動させた施策やPRの実施
- イ. 東三河等の広域での一体的な施策やPRの実施
- ウ. 二次交通の充実

**⑩ DX及びGXを念頭においた施策の実施**

- ア. EV車両やFC車両等の導入の検討
- イ. 東三河 MaaS の検討
- ウ. 路線バス・ぐるりんバス等のIC決済導入

**⑪ 特に福江地域の市街地活性化の観点から、目的地と連携した公共交通網の実現**

ア. 路線バスの買い物等の利便性の高い目的地への延伸の検討（伊良湖支線 保美から古田）【再掲】

**⑫ 国の新たな支援制度の活用を検討及び国等の関係機関に対し支援拡充の要望**

- ア. エリア一括協定運行事業等の支援策の活用検討
- イ. 路線バス等の補助要件緩和・運賃の利用者負担低減策・運転手不足解消策・物価高騰対策等、事案を整理し、市単独では対応が困難な事案について、国等に支援拡充等の要望を検討

